

# 石川県中央会 会報

## No.2

### 目 次

#### トピックス

- ◆第46回 中央会通常総会開催される ..... 2
- ◆平成13年度 中央会事業について ..... 4
- ◆石川県中小企業団体中央会新任役員の方々 ..... 11
- ◆中央会表彰式 受賞の方々 ..... 12

#### 会員関係

- ◆春の叙勲・褒章受章の方々 ..... 15

#### 中小企業関連ニュース

- ◆書面一括法に基づく定款参考例について ..... 16
- ◆石川県制度金融の金利改正について ..... 18
- ◆県内各市の融資制度について ..... 19
- ◆政府系三公庫の特別貸付について ..... 29
- ◆「海外マーケット」関連事業補助金について ..... 32
- ◆研修会、研究会開催やホームページ作成費用に対する助成制度について ..... 33
- ◆平成13年度研究開発助成金の募集について ..... 33
- ◆設備資金貸付・設備貸与制度の申込受付中 ..... 34

#### イベント情報

- ◆第1回 中央会女性部通常総会開催される ..... 35
- ◆第25回 青年中央会通常総会開催される ..... 36

#### 中央会からのお知らせ

- ◆平成13年度 中央会事務局体制 ..... 37
- ◆平成13年度 協同組合国際化推進事業（海外視察研修）のご案内 ..... 39
- ◆第53回 中小企業団体全国大会のご案内 ..... 39
- ◆個別専門相談室開設のご案内 ..... 40
- ◆中央会組合交流ゴルフ大会のご案内 ..... 40
- ◆平成12年度 県内新設組合 ..... 41
- ◆平成13年度 中央会年間行事予定 ..... 42

## 第46回 中央会通常総会開催される

第46回本会の通常総会が去る5月29日（火）の午後3時30分より石川県地場産業振興センター新館コンベンションホールにおいて挙行されました。

当日は、会員315名(委任状出席を含む)が出席し、来賓として石川県副知事 杉本勇壽氏、石川県市長会会長 山出 保氏をはじめ、市、商工団体等の関係機関から多数が出席され、盛大にとり行われました。

総会は、安田隆明中央会会長挨拶の後、片岡 清副会長が議長に選任され、第一号議案「平成12年度事業報告、収支決算、貸借対照表、損益計算書、財産目録、剰余金処分（案）並びに平成12年度特別会計事業報告及び収支決算承認の件」、第二号議案「平成13年度事業計画及び収支予算並びに特別会計事業計画及び収支予算決定の件」、第三号議案「平成13年度会員の会費賦課基準並びにその徴収方法決定の件」、第四号議案「平成13年度借入金残高最高限度額決定の件」、第五号議案「役員補充の件」の五議案が上程され、すべて原案どおり可決承認決定されました。

また総会に先立ち、中央会表彰式が挙行され、永年業界の振興発展に尽くされました役員並びに他の模範となる優良組合及び組合運営の礎となっている組合従業員にそれぞれ石川県知事表彰（優良組合9組合、組合功労者36名、優良専従職員2名）、石川県中央会会長表彰（優良組合8組合、組合功労者69名、優良専従職員16名）及び西川記念賞表彰（2組合）が授与されました。



安田会長の挨拶



総会風景

平成 13 年度中央会事業計画の概要は次のとおりです。

## ○基本方針

わが国経済は、昨年の後半以降、海外経済の減速に伴う米欧アジア向け輸出の不振、民間需要の柱である個人消費や設備投資の回復の遅れ、IT 関連産業の先行き不安、日米の株価低迷等により「中だるみ」の状況に陥っており、先行き不透明感がいまだ払拭されておらず、一進一退の依然として厳しい状況が続きます。

又、中小企業は IT 革命の急速な進展と経済のグローバル化の一層の深化、下請分業構造を始めとする企業間関係の流動化、ものづくり基盤である産業集積の弱体化、流通構造の変化、規制緩和の更なる進展、環境・エネルギー等の制約の増大など構造的な難題に直面しており、特に IT 革命等によるデジタル社会への対応が当面の最重要な経営課題の一つとなっています。

このような状況の中で中小企業が競争力を維持し、その経営基盤を強固なものにしていくためには、持ち前の旺盛な活力を発揮し、経営革新や創業、新事業展開により積極的に取り組んでいくことが必要であるが、中小企業組合を中心とする多様な組織を活用し、それぞれの課題解決に相応しい連携の輪を創り、様々な制約要因を自主的に解決していくことが強く求められているところであり

ます。本会では、組合及び組合員が、この様な構造変革に円滑に対応し、経営の維持発展が図られるよう、積極的に支援し、特に本年度においては昨年度に策定した「中央会 21 世紀ビジョン」に示された幾多の提言の具体化に向けて各種事業を展開していく所存であります。

21 世紀元年の本年度においては、ビジョンの具体化は勿論のことであるが、中小企業連携による経営革新、創業等への支援、中小企業多角的連携支援、組合等連携組織及び中小企業の IT 対応に対する支援、組合創業となる企業組合等新規組合の設立推進、既存組合の活性化及び商工組合の社会的課題への取組み支援、青年部・女性部組織への積極的な支援、雇用労働関連事業の充実、中心市街地活性化・街づくりの推進、官公需受注確保対策の推進などに重点的に取り組んでいくものと致します。

## ○重点活動目標

1. 新時代に適応した中小企業連携組織活動への積極的展開
  - ①未組織中小企業の組織化推進
  - ②既存組合の新事業展開の積極的支援
  - ③商工組合の活性化、業界組織の見直し・再編への支援
  - ④「緩やかな連携」等の「多角的中小企業連携」支援への積極的取組み
2. 中小企業の創業並びに経営革新に対する指導・支援の強化
3. 組合等の IT 化に対する積極的支援の展開
4. 「中央会 21 世紀ビジョン」の具体化の積極的推進
5. 環境・リサイクル・エネルギー・安全等の社会的問題への取組みに対する支援の強化
6. 地域産業集積活性化、ものづくり基盤強化への支援の充実
7. 中小企業組合から会社への組織変更など、法人の設立・再編に対する支援体制の充実
8. 中小小売商業、サービス業の育成振興及び中心市街地活性化推進等街づくりの推進・支援
9. 中小卸売業の育成振興と中小企業物流効率化の推進
10. 下請中小企業及び下請組合に対する支援の強化
11. 官公需受注確保対策の推進
12. 青年部及び女性部活動の支援強化
13. 中小企業の国際交流の推進
14. 製造物責任 (PL) 制度対策の促進
15. 中小企業支援センター等関係機関との連携・協力関係の強化
16. 中小企業の総意を政策に反映させるための取組みの強化
17. 巡回訪問による会員団体への積極的支援の展開

# 平成13年度 中央会事業について

本年度、中央会が実施する事業は次のとおりです。

## ○指定事業

(中小企業連携組織対策事業)

### 1. 組合等の指導事業

#### (1) 実地指導事業

##### ① 一般実地指導

組合等からの相談及び指導の依頼に対して、機動的に対応することにより組合運営の円滑化を図る。

##### ② 不振組合の実地指導

不振組合に対し、組合活動の活性化、健全化を図るための再建指導を行う。

#### (2) 窓口相談事業

組合の設立並びに組織、運営及び事業等に関する各種の問題について相談室を常設し相談に応ずる。

#### (3) 指導資料の作成整備

相談指導業務並びに組織化推進のための資料及び中央会事業活動のPRに関する資料を作成配布するとともに、組合等諸般の問題に関する資料の収集に努め組合等の利用に供する。

### 2. 県中央会が指導員等の資質の向上を図る事業

#### (1) 旅費・受講料

中小企業総合事業団が行う指導員研修、情報化担当指導員研修等へ参加する。

#### (2) 特別資質向上費

指導員の指導内容向上のため、通信教育・外部研修へ参加する。

### 3. 中央会の備品取得等を図る事業

中央会業務に必要な情報機器等備品の整備を図る。

### 4. 地域産業実態調査事業

#### (1) 組合特定問題実態調査

##### ① 中小企業労働事情実態調査

県内の中小企業における労働事情を的確に把握するため実態を調査し、労働指導上の資料とする。

##### ② 組合等情報化実態調査

石川県内の情報化について調査、その実態把握に努めると共に今後の連携組織指導に資する。

#### (2) 多角的連携指導強化事業

従来の組合設立のみならず、共同出資会社、任意グループ等多様な中小企業のネットワーク形成を視野に入れた連携組織支援を図るため、指導マニュアルの策定や試験的指導事例の蓄積による当該組織のニーズ等を踏まえた指導ツールの開発研究等を実施する。

#### (3) 組合特定問題研究会

##### ① 懇談会の開催

地域別又は業種別組合を対象に組合運営、組織化、近代化、サービス業、商店街、下請、商工組合、地域活性化、伝統産業等に関する懇談会を開催し、組合等が抱える問題点を研究する。

##### ② 研修会の開催

中小企業者、組合役職員を対象に労働問題、業種別活性化、組織活性化、組合事務等合理化及び組合人材養成、品質・技術向上、組織変更等をテーマにして、専門家講師による研修会を開催する。

#### (4) 中小企業景況調査事業

組合役職員に調査を依頼し、地域、業種、規模別等の中小企業の景況並びに経済動向について定期的に収集、集計分析し中小企業施策及び企業経営の資料として活用する。

## 5. 中小企業活路開拓調査・実現化事業

### (1) 組合等助成事業

#### ① 中小企業イメージ改善促進対策事業

中小企業における労働条件のイメージを改善促進するため、組合を中心として行う調査研究・指導事業、具体化試験事業、公開事業等を行うための経費を助成する。

#### ② 活路開拓ビジョン調査事業（一般枠）

経済的社会的環境の変化に対応するため、組合が中心となって共同で新たな活路の開拓を図るために調査研究を実施し、組合及び組合員の事業に関する将来ビジョンを策定する経費を助成する。

#### ③ 活路開拓ビジョン実現化事業(品質向上枠)

組合員事業の新たな発展と組合組織の強化を図ることが可能となった組合に対し、試作実験・試供等の経費を助成する。

#### ④ 地域商業ネットワーク受注システム企画促進事業

地域の事業者が組合を基盤として情報ネットワーク化を企画しようとする場合、その手法・手順等を検討、模索し先進事例を研究するなど、ネットワーク化のための企画、調査等の事業を実施する組合に対して助成する。

## 6. 組合等への情報提供事業

### (1) 組合活性化情報提供事業

組合運営の活発化、活性化を図るため、国・県の各種施策、組合運営の事例、景況等の情報を組合や組合員に提供する。

### (2) 求人情報提供事業

雇用機会の開発のため、組合のネットワークを活用して人材の受け入れ・求人を希望している中小企業の情報の収集を行い、インターネットホームページ及び情報誌等を通じた求人情報の提供を行う。

### (3) 資料収集加工事業

新技術開発、情報化への対応等の組合が行う効果的な共同事業に関して先進的組合の事例を調査研究し、資料化する。

## 7. 中央会指導員等研究会開催事業

指導事業に関する知識・能力の向上を図るための東海・北陸ブロック指導員研究会の開催及び参加並びに中央における連携組織支援研究会に参加する。

## 8. 組合指導情報整備事業

中央会が的確かつ迅速に指導業務を遂行するため、コンピュータを活用して各種情報を体系的に整備・蓄積する。

## 9. 組合情報化推進研修事業

経済・社会の急速な情報化の進展に伴い、組合及び組合員の情報化を一層促進するためにパソコン実技に関する研修を実施し、組合及び組合員の情報化の推進を図る。

## 10. 官公需資料作成普及事業

中小企業に対する官公需に関する発注情報及び落札状況等の情報を収集、資料として作成し関係組合へ提供する。

## 11. 中小企業団体情報連絡員の設置事業

中小企業及び業界の動向・問題点等を的確に把握するため各業種又は地域組合の役職員を連絡員に委嘱し、情報又は要望等を収集し関係機関等へ提供する。

## 12. 組合情報ネットワーク化事業

組合情報ネットワークに関する企画調査事業を終了しており、実際にネットワーク化に取り組むことを決定している組合を対象に、当該ネットワークシステム設計に必要な費用について助成する。

## 13. 中央会間情報ネットワーク運営事業

情報技術の急速な進展に伴い、これまで各種の事業を実施してきたが、高度情報化時代に対応するため、組合等からの多様なニーズに的確に対応することにより中央会の組合等に対する

指導機能を強化するため、各中央会間及び各指導員間に分散された指導情報を共有するとともに迅速な情報処理を可能とする情報ネットワークを構築する。

#### 14. 中小企業情報創造発信強化支援事業

業界情報の結節点である組合が個別中小企業及び業界等の情報を収集し、これを中央会自体の有する情報と併せて業種別・地域別に分類された中小企業データとして、インターネットを通じ全国に公開することにより、中小企業の情報発信機能を強化し、企業間の出会いの機会拡大を図る。又、組合が計画するホームページの作成について、その作成費用の一部を補助する。

#### (中小企業経営資源強化対策事業)

##### 1. 中小企業連携組織支援事業

###### (1) 個別専門指導事業

中小企業が正確な経営情報を獲得し適切な経営判断を行っていくことを支援するため、組合、中小企業の任意グループ、共同出資会社及び公益法人を対象とし、専門家を活用して高度な指導ニーズに対応する事業等の個別相談に応ずる。

###### (2) 多角的連携組織指導事業

新商品開発等を行う中小企業グループに対し、専門家を派遣、組織の潜在的ニーズの掘り起こし及び開発成功事例の普及啓発に努める。

###### (3) 組合情報化現地指導事業

組合の情報ネットワーク化に意欲的に取組もうとする組合等に対し、直接現地に出向き専門家による指導を行う。

###### (4) 組織化集中指導事業

組合、任意グループ及び共同出資会社等を対象に専門家を継続・集中的に組織化、組合運営の活性化を図るため、特定分野融合化、地域産業おこし、構造改革の集中指導に関するテーマについて実施する。

###### (5) 講習会開催事業

###### ① 組合管理者等講習会の開催

組合等の組織及び運営並びに経済情勢等に関して組合役職員の啓蒙と理解の増進を図るための講習会を行う。

###### ② 青年部講習会の開催

組合青年部並びに青年経営者を対象に講習会を開催し、青年経営者の組織化促進と組合活動の拡充強化を図る。

###### ③ 青年部研究会の開催

組合青年部の活動を促進するため研究会を開催する。

#### 2. 中小企業連携組織調査開発等支援事業

##### (1) 組合マーケティング強化対策事業

中小企業者が需要の多様化等に迅速かつ適切に対応した事業活動を行うため、組合が行う需要動向把握のためのマーケティング事業に対して助成する。

##### (2) 活路開拓ビジョン調査事業(リフレッシュ枠)

新しい経済環境の変化に即応した組合事業の拡充強化のため、組合青年部を中心として組合が行う、調査・研究、中・長期ビジョンの作成、成果の普及事業に対して助成する。

##### (3) 組合情報化促進企画調査事業

中小企業者が組合を基盤として情報ネットワーク化を企画しようとする場合、その手法・手順等を検討、模索し先進事例を研究するなど、ネットワーク化のための企画、調査等の事業を実施する組合に対して助成する。

##### (4) 多角的連携組織開発支援事業

新商品等の開発を目的として、中小企業が交流、連携を経て任意グループを形成する場合、さらに共同で研究開発に着手する前に、初期段階の開発指針の策定や実効性の調査、スキームの設計等に対し、経費を支援する。

##### (5) 組合自主研修への助成事業

中小企業が経済環境の変化等に適切に対応していくためには有能な人材を養成すること

が必要不可欠であり、組合が行う研修事業に対して経費を助成する。

### 3. 中小企業連携組織交流促進事業

#### (1) 組合青年部活動推進事業

##### ① 懇談会の開催

組合青年部活動の啓蒙普及と組合青年部の組織化を促進するため懇談会を開催する。

##### ② 県大会の開催

組合青年部、未設置組合の青年経営者及び後継者が一同に会し、青年部活動の成果発表、意見交換を通じて組合青年部間の相互啓発と連携強化を図るため県大会を開催する。

##### ③ 地域別経験交流会の開催

青年部間の相互啓発と連携強化並びに異業種交流による組合事業の新展開に資するため地域別に交流会を開催する。

#### (2) 地域中小企業人材育成プロジェクト交流事業

組合ネットワーク等を活用し、新たに人材開発に意欲のある中小企業の掘り起こしを行うとともに、学識経験者、行政機関、就職希望者等を交えて今後の中小企業における優秀な人材を確保するための方策及び大学等の就職希望者等が持つ中小企業に対するイメージや要望についての意見交換、情報収集や、中小企業の良さをPRするための交流会（合同企業説明会）を開催する。

## ○特定指導事業

（全国中小企業団体中央会補助事業）

### 1. 小企業者組織化指導

#### (1) 小企業者組織化特別指導

小企業者組合及び小企業者を対象に組織制度、事業、経営等につき実地指導相談等を行うと共に実態を把握し、対応策の検討を行う。

#### (2) 小企業者組織化特別研究会への参加

#### (3) 小企業者組織化特別講習会の開催

小企業者組合の役員及び小企業者を対象に組織制度、事業、経営等の講習会を開催する。

#### (4) 組合研究集会に対する助成

小企業者組合が行う組織強化、運営の向上、事業の発展向上のための組合研究集会に対して助成する。

#### (5) モデル組合の指定及び助成

小企業者組合のうち、他の模範となる組合をモデル組合に指定すると共に、教育情報提供事業及び他の小企業者組合に対する成果普及事業に対し助成する。

## 2. 官公需受注対策事業

中小企業者が抱えている官公需受注の問題点を掘り起こし、発注者の協力を得て、その個別、具体的解決策をさぐり発注の拡大に資する。

## 3. 調査研究事業

特定指導事業推進及び成果向上のための調査研究を行う。

## ○中小企業団体等指導事業

### 1. 組織化指導事業

#### (1) 組合設立指導

組合等の設立にあたり、組織化の意義、法、制度、運営方法等について十分な理解を得るため、指導体制の強化を図るとともに各種資料の整備を図る。

未組織業者に組織化の重要性を啓蒙し、設立手続き全般にわたり指導するとともにパンフレット、説明資料等を作成配布する。

#### (2) 組合運営指導

組合の組織、運営、管理等に関する諸問題の相談について、敏速に対応し早期に解決を図るため、指導体制の拡充強化を図る。

#### (3) 小規模組合、産地組合振興対策

地域経済社会において小規模組合、産地組合は重要な役割を担っており、これら組合の活性化は地域振興に不可欠である。このためこれら組合の健全な育成を図るため、きめこまかな指導と組合関係者等との緊密な懇談研

究に努める。

又、小規模組合に対しては、運営が軌道に乗る間重点継続指導が必要であり、この強化に努める。

#### (4) 地域中小商業対策

景気の低迷、消費者ニーズの多様化、大型店の進出等に伴う商業環境の変化に対応するため、商店街、業界単位で取り組む組合に対し研究会、情報提供等を通じ支援、指導する。

## 2. 組合育成強化事業

### (1) 制度金融普及

中小企業、組合等の財政基盤確立のため各種金融制度、保証制度等の有効活用が重要であり、これら制度の普及を図る。

### (2) 高度化推進事業

高度化、近代化及び構造改善事業の計画組合に対して、関係機関と連絡調整をとりながら、その内容等について調査研究し、効果的な高度化事業の実施を指導する。

又、高度化事業をすでに実施している組合に対しその運営状況等の実態を調査し、円滑な運営を確保するため指導する。

### (3) 組合交流促進事業

地域内組合及び異業種間の交流を通じて、組合が抱える諸問題や地域振興対策等について情報の交換を行うことにより、新商品、新市場の開拓と組合指導者の人的交流の拡大を図る。

## 3. 情報提供事業

中小企業や組合等の運営に必要な各種情報を、行政庁、業界団体、研究機関等より収集整理し、情報誌として随時発行する。

## 4. 調査研究事業

### (1) 組合実態調査

中小企業関係組合の実態を把握し、今後の組合指導と組織化を促進するため調査を実施し団体名簿を作成する。

### (2) 中小企業便覧の作成

各種の制度金融、保証制度及び政府系金融機関等に関する知識の普及を図るための手引書を作成し、配布する。

# ○協同組合等強化事業

## 1. 指導事業

### (1) 組織化強化事業

① 業界及び地域経済の現況並びに今後の動向等を把握すると共に、随時、関係機関との連絡調整を図る。

② 中小企業関係組合制度の普及と組織化の意義、必要性を周知徹底させると共に全般的な指導を行う。

③ 既設組合の体質強化と運営の円滑化を図るため、各種相談に応ずる。

### (2) 近代化促進事業

① 業界及び地域経済を把握すると共に、随時、関係諸機関と協議、研究会を開催し、その調整を図る。

② 近代化諸制度の周知を図ると共に計画組合の事業内容を調査、指導し、研究会等を実施、その円滑化を図る。

### (3) 金融指導事業

① 商工中金並びに政府系金融機関との連絡を密にし、組合並びに組合員の金融の円滑化を図る。

② 各種金融制度並びに保証制度の周知を図るため、資料の作成・普及、懇談会及び実務研修会等を開催する。

### (4) 労働指導事業

組合並びに組合員の労働環境の改善を図るべく、現地での指導強化と共に、労確法をはじめ労働関係諸制度の周知に努める。

### (5) 経営改善指導事業

組合等が経営環境の変化に適応、活性化するための経営改善指導の相談室を設置し、定期的に実施する。又、必要な場合は現地集中指導を行う。

## (6) 共済制度推進事業

中小企業倒産防止共済制度を始めとする各種共済制度の普及と加入促進を図り、中小企業経営の安定を図る。又、倒産防止共済復託団体の育成強化を図る。

## 2. 人材養成事業

(1) 組合役職員を対象に経済・社会・労働等に関する研修会を開催する他、組合が行う講習会、研修会等に対し、講師を斡旋、資料を配布し、その内容の充実を図る。

(2) 組合役職員及び中央会職員が先進事例を視察研修することにより、業界育成と指導員の資質の向上を図る。

## 3. 調査研究事業

### (1) 調査事業

中小企業及び組合の健全な発展のため必要な事項について調査を実施、必要に応じ研究会を開催する。

### (2) 資料刊行事業

中小企業関係の各種情報を収集、又は加工し、会報等として発行する。

## 4. 振興事業

### (1) 中小企業振興事業

- ① 組合業務の啓蒙等を行うため地域代表者との懇談会を開催する。
- ② 優良組合、組合功労者等の表彰を行うことにより意識の高揚を図る。
- ③ 中小企業施策拡充のため全国大会及び全国会議へ参加する。

### (2) 企画調整事業

組合の安定的発展を図るため業種あるいは目的別の委員会を設置、研究討議を行う。

### (3) 厚生事業

組合及び組合員企業に従事する従業員の福利向上のため健康推進大会を開催する。

## 5. 組合等経営戦略相談支援事業

経済社会の国際化、高度情報化、技術革新、高齢化の進展に伴い、中小企業を取り巻く環境はますます厳しさを増しているが、こうした環境変化に対応し、経営革新、創業の推進、活路開拓、組織の活性化を図るため、各種の情報収集に努めるとともに組合等に対して中央会役職員等による経営戦略相談・支援事業を行う。

## 6. 業務管理費

中央会が、情報社会に対応した組合等の総合的支援機関として、十分その機能を発揮するための事業基盤の充実を図る。

## 7. 組合青年部強化支援事業

青年中央会では、青年部間の交流事業及び研修事業等により自己研鑽と能力開発に努めているが、今後、県産業界の中核を担うためには、これまで以上に経営能力向上のための取り組みが必要であり次の事業を実施する。

### (1) 青年経営者能力強化事業

各組合青年経営者の更なる資質の向上と経営能力の開発を図ることを目的に、研修会を開催する。

### (2) 青年部連携強化事業

各青年部間（主に異業種）の連携強化を図り、新分野進出、新製品開発等のための研究会を開催する。

### (3) 青年部人材育成事業

各組合青年部間の交流を促進し、相互が抱えている業界の問題点や経験等について意見交換を行い、その問題解決を図ることを目的に、グループ懇談会を開催する。

## 8. 協同組合国際化推進事業

中小企業の国際化を推進するため貿易、海外投資についての情報を組合等を通して提供するとともに、その知識、ノウハウを研究会の開催、専門家の派遣、現地調査の協力等を通して指導する。又、中小流通業者が海外商品の調達力の

強化、輸入の円滑化を図るには共同で取り組むことが効果的であり、その体制作りについても支援する。

あわせて外国人研修生の受入れを希望する組合に対し、受入れのための情報、問題点等を事例を含めて提供するとともに、必要に応じ現地調査を実施する。

## 9. 環境適応対策事業

近年産業廃棄物の適正な処理とリサイクル（有効な資源）の問題が大きくクローズアップされ、大きな社会問題として提起されている。そこで、組合がこの問題に関してどの程度の関心と把握力を持っているか、共同運搬、共同処理及びリサイクルがどの程度まで進展しているのか、その実態について把握、関係法律等の周知徹底、事例研究等をし、意識の高揚とリサイクル事業共同化への可能性について研究する。

## 10. 組合女性部強化支援事業

激変する中小企業経営環境の中、各業界において女性の活躍は必要不可欠であることから、中央会女性部では組合女性部の設置を推進し、女性部間の連携交流並びに研修を通じた自己研鑽を強力に支援することにより、それぞれの組織の活性化を図るべく、次の事業を実施する。

### (1) 女性経営者能力開発事業

組合女性部の結成、活性化を推進するためには、リーダーとなる女性経営者の育成が肝要であることから、女性経営者を対象とした研究会・研修会を開催する。

### (2) 組合女性部連携強化事業

組合女性部間の連携交流を促進し、その活動内容並びに相互の抱える問題等について意見交換を行うなど、相互啓発と連携強化を図るため実施する。

### (3) 組合女性部啓蒙推進事業

組合女性部の啓蒙普及と組織化を促進するために、各種参考資料を作成提供するとともに、地域別の懇談会を開催する。

## 11. 中小企業産業別新世紀支援指針策定事業

中小企業経営環境は、技術革新、急速な情報化並びに国際化の進展、環境・エネルギー問題への対応策等大きく変化しており、幾多の課題が山積する中、国においては中小企業基本法の大幅な改正、施策の見直しが行われ、中小企業並びに組合では新世紀を迎え、早急な対応が求められています。この様な状況に鑑み、21世紀に向けての新たな連携策並びに支援策を専門家を交え業種別に検討、指針として策定し、中小企業及び組合の経営革新、創業等への支援機能の強化を図る。

# 石川県中小企業団体中央会新任役員の方々

第五号議案「役員補充の件」で、選任された新役員の方々です。

(五十音順)

## 理事

安宅雅夫	金沢中央水産物卸協同組合
荒井角男	近江町市場商店街振興組合
石崎伸一	石川県陶磁器商工業協同組合
上村彌壽男	石川県電気工事工業組合
恩地博文	石川県箔商工業協同組合
所村眞	横安江町商店街振興組合
中田龍一	石川県菓子工業組合
三谷充	石川県石油販売協同組合

## 監事

竹野茂	石川県板金工業組合
-----	-----------

# 中央会表彰式 受賞の方々

平成13年度中央会表彰式にて表彰されました、優良組合・組合功労者・優良専従職員の方々です。おめでとうございます。今後、益々のご活躍をお祈り申し上げます。

## 石川県知事表彰

### 《 優良組合 》

(組合名)

金沢市再生資源事業協同組合  
石川県葬祭業協同組合  
石川県引越専門輸送協同組合  
今江熱処理協同組合  
美川町建設業協同組合

(組合名)

石川県プロパンガス事業協同組合  
協同組合小松トラック輸送センター  
美川水産食品加工協同組合  
石川県自動車サービス協同組合  
(組合設立年次順)

### 《 組合功労者 》

(氏名)

平木光吉  
桜井清志  
金谷信彦  
河野良三  
大浦政昭  
平村敏一  
西江一二  
寿美田俊彦  
三宅清  
北山利彰  
澤田幸壯  
村谷實  
木嬰信行  
吉木佐佳枝  
古野昭二  
不破哲男  
木田和夫  
木村義信

(組合名)

金沢市クリーニング協同組合  
石川県染物商工業協同組合  
石川県パン協同組合  
石川県箔商工業協同組合  
金沢魚商業協同組合  
金沢魚商業協同組合  
石川県漁網網工業協同組合  
片町商店街振興組合  
石川県農業機械商業協同組合  
石川県電器商業組合  
住吉工業協同組合  
住吉工業協同組合  
協同組合金沢木工センター  
石川県税理士協同組合  
松任商工福祉協同組合  
金沢中央水産物卸協同組合  
石川県移動商業協同組合  
小松管工事協同組合

(氏名)

田中一郎  
松原輝  
塚谷正廣  
柿田外茂行  
清水芳満  
鶴野忠昭  
葛木伸一郎  
金子善邦  
梶嘉嗣  
池尾清  
奥田薫士  
寺田栄信  
東正昭  
宮崎博  
中田耕治  
磯部正雄  
酢谷喜八  
地形恒

(組合名)

石川県造園業協同組合  
石川県造園業協同組合  
石川県鉄屑加工処理工業協同組合  
石川県鉄屑加工処理工業協同組合  
石川県鉄工団地協同組合  
石川県板金工業組合  
石川県板金工業組合  
加南トラック事業協同組合  
石川陸上輸送協同組合  
金沢市中華料理協同組合  
石川県鉄骨工業協同組合  
石川県鉄骨工業協同組合  
石川県鉄骨工業協同組合  
石川県鉄骨工業協同組合  
白嶺機器協同組合  
白嶺機器協同組合  
山中木製漆器協同組合  
飯田港共同店舗事業協同組合  
(組合設立年次順)

### 《 優良専従職員 》

(氏名)

隅 堅 正

(組合名)

輪島漆器商工業協同組合

(氏名)

洲崎 昭子

(組合名)

ウイング北陸総合衣料商業協同組合  
(組合設立年次順)

## 西川記念賞表彰

### 《 優良組合 》

(組合名)

粟津温泉旅館協同組合  
金沢市青果食品商業協同組合  
(組合設立年次順)

### 西川記念賞表彰の沿革

昭和31年5月、故西川外吉氏より本会へのご厚志を基とし、ご寄贈の趣旨を体して、永くこれを記念して、中小企業の振興発展に多大の業績のあった団体または個人を表彰している。

## 石川県中小企業団体中央会会長表彰

### 《 優良組合 》

(組合名)

金沢都市開発事業協同組合  
石川県小売薬業協同組合  
石川県高速運輸事業協同組合  
石川県加賀刺繍協同組合

(組合名)

協同組合能登木材総合センター  
協同組合あいあいケイ  
石川県防水事業協同組合  
鶴来町特産品販売協同組合  
(組合設立年次順)

### 《 組合功労者 》

(氏名)

市中泰雄 輪島漆器商工業協同組合  
牧進 金沢市クリーニング協同組合  
鶴賀一豊 石川県箔商工業協同組合  
深山勇二 石川県自転車軽自動車事業協同組合  
佐藤弘行 石川県自転車軽自動車事業協同組合  
松田幸雄 金沢魚商業協同組合  
越村久男 金沢魚商業協同組合  
宮西栄雄 金沢魚商業協同組合  
越村勝行 金沢魚商業協同組合  
中田昭雄 金沢魚商業協同組合  
榊佳郎 金沢魚商業協同組合  
能上宏 石川県石油販売協同組合  
竹内安弘 石川県石油販売協同組合  
的場章 石川県漁網工業協同組合  
須賀雅也 片町商店街振興組合  
柴田克 片町商店街振興組合  
土谷守 片町商店街振興組合  
関戸昌郎 小松原糸織物商業協同組合

(氏名)

東正樹 金沢洋家具工業協同組合  
橋爪保治 金沢洋家具工業協同組合  
西田正次 金沢洋家具工業協同組合  
七野文守 金沢洋家具工業協同組合  
松平泰明 山代温泉旅館協同組合  
山谷寿一 山代温泉旅館協同組合  
吉田博示 山代温泉旅館協同組合  
山谷進弥 山代温泉旅館協同組合  
松田年武 金沢建具協同組合  
石森良洋 金沢建具協同組合  
西村勲 小松繊維商業協同組合  
上出勝夫 加賀市撚糸協同組合  
森政一 加賀市撚糸協同組合  
藪内敬一 加賀市撚糸協同組合  
上田寿一 金沢市青果食品商業協同組合  
中島邦雄 金沢市青果食品商業協同組合  
岡本邑夫 小松クリーニング協同組合  
白山弘 石川県豊商工組合

(氏名)	(組合名)	(氏名)	(組合名)
小嶋清和	石川県織マーク工業協同組合	村口誠志	石川県菓子工業組合
武田純	小松鉄工機器協同組合	竹内儀幸	小松管工事協同組合
森康修	小松鉄工機器協同組合	荒屋建二	石川県造園業協同組合
吉田守伸	小松鉄工機器協同組合	山田秀一	金沢貨物運送協同組合
塚本幹雄	小松鉄工機器協同組合	吉岡正純	石川県板金工業組合
泉俊治	石川県製紐工業協同組合	田中廣嵩	石川陸上輸送協同組合
越田和夫	協同組合金沢木工センター	北川勇夫	白嶺機器協同組合
小坂博	協同組合金沢木工センター	吉本泰則	石川県歯車工業協同組合
伊藤淳蔵	協同組合金沢問屋センター	北村武司	石川県電設資材卸業協同組合
本田八郎	石川県税理士協同組合	金山兪夫	小松市学校給食青果納入協同組合
東谷忠勝	中部編レース工業協同組合	吉田謙二	小松市学校給食青果納入協同組合
中内敏隆	山中漆器工場団地協同組合	山崎哲男	羽咋市商業協同組合
南春夫	金沢酒販協同組合	宮谷信夫	羽咋市商業協同組合
三田國男	金沢酒販協同組合	坂本至生	羽咋市商業協同組合
新保芳勝	金沢酒販協同組合	河島功	羽咋市商業協同組合
山本善昭	加賀江沼建設業協同組合	井村一平	羽咋市商業協同組合
田中満雄	石川県菓子工業組合		(組合設立年次順)

## 《優良専従職員》

(氏名)	(組合名)	(氏名)	(組合名)
平朋子	輪島漆器商工業協同組合	石田與四郎	石川陸上輸送協同組合
鷹眞	輪島漆器商工業協同組合	田辺誠	近江町市場冷蔵庫協同組合
坂下幸子	輪島漆器商工業協同組合	竹俣礼子	近江町市場冷蔵庫協同組合
高畠芳子	石川県管工事協同組合	寺井民男	山中木製漆器協同組合
安念義浩	山代温泉旅館協同組合	竹山美也	石川県自動車整備商工組合
曾谷幸夫	山代温泉旅館協同組合	古谷弘	鶴来建設工業協同組合
相川一子	協同組合金沢木工センター	高見ますほ	羽咋市商業協同組合
目野和子	金沢中央水産物卸協同組合	深見正裕	石川県中小企業団体中央会
			(組合設立年次順)

## 春の叙勲・褒章受章の方々（会員関係）

平成13年春の叙勲・褒章受章者が決定され、本会々員関係では、次の方々がその榮譽に輝かれています。心からお喜び申し上げます。さらに、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

### 勲三等旭日中綬章

**宮 太郎（74歳）** 功績：産業振興功勞・警察管理運営功勞

主要経歴：現／金沢商工会議所 会頭

元／石川県公安委員会 委員長

現住所：金沢市里見町46

### 勲四等瑞宝章

**杉野芳人（70歳）** 功績：産業振興功勞・納税功勞

主要経歴：現／全国法人会総連合 理事

元／七尾商工会議所 会頭

現住所：七尾市作事町39

### 勲五等双光旭日章

**金田喜友（70歳）** 功績：中小企業振興功勞

主要経歴：現／石川県プレス工業協同組合 理事

元／石川県プレス工業協同組合 理事長

現住所：金沢市本町1-5-4

**説田情慧（77歳）** 功績：産業振興功勞

主要経歴：現／珠洲商工会議所 会頭

現住所：珠洲市上戸町南方工字72-3

### 黄綬褒章

**表 定 三（64歳）** 功績：業務精励（建設業）

主要経歴：現／(株)表組 社長・河北郡土建協同組合 理事

現住所：河北郡七塚町字外日角イ60

**藤田和男（66歳）** 功績：業務精励（自動車整備業）

主要経歴：現／(株)港南自動車サービス 社長・石川県自動車整備商工組合 理事

現住所：金沢市金石本町ハ14

**山本勝一（66歳）** 功績：業務精励（織物業）

主要経歴：現／三恵織物工業協同組合 理事長

元／石川県織物工業協同組合 副理事長

現住所：能美郡根上町大浜町オ33-15

# 書面一括法に基づく定款参考例について ～電子メールによる総会招集が可能に～

昨年11月27日、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」（以下「書面一括法」という。）が公布され、中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）をはじめ関連する諸法律50本が一括して改正されました（平成13年4月1日施行）。

この中協法の改正により、従来の手続きに加え、送付される側の同意を条件に、送信者側も受信者側も「電磁的手段」の方が望ましいと判断する場合に限り、電子メール等の電磁的方法によって、①総会における議決権行使、②議決権行使の委任、③臨時総会招集請求、④理事会における理事の議決権行使、の手段等を行うことが可能になりました。

電磁的方法の具体的手段としては、(1) 電子メール、データをまとめてファイルとして一括送信する方法、電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファクシミリ等に送信する方法、ウェブサイトのホームページを利用する方法、(2) 電磁的記録媒体（磁気ディスク、光ディスク等）を交付する方法、となっています。

単なるファクシミリによる送信及びiモード等の携帯電話による電子メールの送信については、電磁的記録がファイルに記録されないため、電磁的方法による送信には該当しないものとなります。

また、中小企業団体の組織に関する法律（以下「中団法」という。）に基づく商工組合（連合会）、協業組合についても、中団法が中協法の規定を準用していることから、中協法と同様の方法によることが可能となりました。

書面一括法の施行により、従来の「中小企業組合定款参考例」も一部改正されましたので、ここでは事業協同組合の定款参考例について掲載します。

なお、事業協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会の定款参考例につきましては、中央会までお問い合わせ下さい。

## 事業協同組合定款参考例（抄）

旧	新
<p>(総会招集の手続)</p> <p>第36条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。</p>	<p>(総会招集の手続)</p> <p>第36条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。</p> <p>2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）にあてればよい。</p> <p>3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。</p> <p>4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による書面をもってする総会招集通知に代えて、招集を電磁的方法により行うことができる。</p> <p>5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。</p> <p>6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。</p> <p>(臨時総会の招集請求)</p> <p>第37条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。</p> <p>2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。</p>

旧	新
<p><b>(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)</b>            第37条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。            2 代理人が代理することができる組合員の数は、何人以内とする。</p>	<p><b>(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)</b>            第38条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。            2 代理人が代理することができる組合員の数は、何人以内とする。            3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。            4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。</p>
<p><b>(理事会招集の手続)</b>            第44条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。</p>	<p><b>(理事会招集の手続)</b>            第45条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。            2 本組合は、希望する理事に対しては、前項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。            3 前項の通知については、総会招集の通知に準ずるものとする。</p>
<p><b>(理事会の書面議決)</b>            第46条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。</p>	<p><b>(理事会の書面議決)</b>            第47条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。</p>
<p><b>(総代会招集の手続)</b>            第40条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各総代に発してするものとする。</p>	<p><b>(総代会招集の手続)</b>            第40条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各総代に発してするものとする。            2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）にあてればよい。            3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。            4 本組合は、希望する総代に対しては、第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知に代えて、招集を電磁的方法により行うことができる。</p>
<p><b>(臨時総代会の招集請求)</b>            第41条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。            2 総代は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。</p>	<p><b>(臨時総代会の招集請求)</b>            第41条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。            2 総代は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。</p>
<p><b>(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)</b>            第41条 総代は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。            2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。</p>	<p><b>(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)</b>            第42条 総代は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。            2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。            3 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。            4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。</p>

# 石川県制度金融の金利改正について

この度、石川県制度金融の金利については、市場金利動向等に対応し、下記のとおり改正されましたので、お知らせします。

制度金融金利一覧表(平成13年5月1日実施)

(単位:年率%)

制 度 名		現 行 (A)	改正後 (B)	変動幅 (B)-(A)	
構造改革 支援融資 資 金	地域産業集積特別融資	1.90	1.75	△0.15	
	経営革新等支援融資 (経営革新支援分、新分野進出支援分、事業転換・多角化支援分、海外展開支援分)	1.90	1.75	△0.15	
	情報技術活用支援 融資	経営革新分	1.70	1.55	△0.15
		一般分	1.90	1.75	△0.15
	地域商工業活性化 融資	一般分	2.10 付保 1.60	1.95 付保 1.45	△0.15 付保△0.15
		アクセス分	2.00 付保 1.50	1.85 付保 1.35	△0.15 付保△0.15
		大型店 対策分	1.90 付保 1.40	1.75 付保 1.25	△0.15 付保△0.15
		企業活性化 支援分	2.10 付保 1.60	1.95 付保 1.45	△0.15 付保△0.15
	創業者支援融資	一般分、特別分	2.00	1.85	△0.15
		中高年齢者	1.70	1.55	△0.15
ゆとり創造・ 女性雇用促進融資	ゆとり分	2.10	1.95	△0.15	
	女性分	2.00	1.85	△0.15	
経営安定 支援融資 資 金	経営安定対策等融資	一般・特別	1.90 付保 1.40	1.75 付保 1.25	△0.15 付保△0.15
		緊急経営支援融資 (一般分、特別分、特別経営安定化支援分)	1.90 付保 1.40	1.75 付保 1.25	△0.15 付保△0.15
	地域中小企業特別支援融資	1.90 付保 1.40	1.75 付保 1.25	△0.15 付保△0.15	
	連鎖倒産防止・災害対策融資	2.00	1.85	△0.15	
	小口融資	一般	2.00	1.85	△0.15
		特別	2.00	1.85	△0.15
季節		1.65	1.65	0.00	
企業立地促進融資		1.90	1.75	△0.15	
バリアフリー施設整備促進融資		1.00	1.00	0.00	
観光施設整備資金	一般	2.10	1.95	△0.15	
	特別対策	1.90	1.75	△0.15	
民宿整備資金		1.90	1.75	△0.15	
(参考)環境保全資金	一般	1.90	1.75	△0.15	
	特利	1.90	1.75	△0.15	
産業廃棄物処理施設整備資金		1.90	1.75	△0.15	
石川県創造的中小企業支援融資		1.90	1.75	△0.15	

---

## 各市の中小企業金融制度一覧

---

- ・ 金沢市中小企業金融制度一覧
- ・ 小松市中小企業金融制度一覧
- ・ 加賀市中小企業金融制度一覧
- ・ 松任市中小企業金融制度一覧
- ・ 羽咋市中小企業金融制度一覧
- ・ 七尾市中小企業金融制度一覧
- ・ 輪島市中小企業金融制度一覧

# 金沢市中小企業金融制度一覧表

平成13年5月1日現在

※融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

制度名	ご融資対象事業等	融 資 内 容							ご融資申込・受付先			
		ご融資対象者	ご融資額限度(千円)	ご返済期間	返済方法	利率	担保・連帯保証人	取扱金融機関等				
産業振興資金	一般分	店舗、事務所、その他の事業所、従業員のための福利厚生施設の新設および増設ならびに機械設備その他の関連設備の設置の事業	中小企業者 および組合	1事業 <b>100,000</b> (総事業費の3/4以内)	<b>13年以内</b> 土地付15年以内 (ほかに1年以内据置)	元金均等 償 還	1.95%	金融機関の定 めるところに よります	商 工 中 金 興 能 信 用 金 庫 北 國 銀 行 鶴 来 信 用 金 庫 石 川 銀 行 能 登 信 用 金 庫 北 陸 銀 行 石 動 信 用 金 庫 福 井 銀 行 福 光 信 用 金 庫 富 山 第 一 銀 行 金 沢 中 央 信 用 組 合 福 邦 銀 行 不 動 信 用 組 合 金 沢 信 用 金 庫 大 野 信 用 組 合 共 栄 信 用 金 庫 三 井 住 友 銀 行 北 陸 信 用 金 庫	随 時 金沢市産業振興課 TEL(220)2204		
	特別分	ホテル、旅館、料亭および共同施設の新設および増設ならびに機械設備その他の関連設備の設置の事業	中小企業者 および組合	1事業 <b>100,000</b> 特に必要と認められる場合は <b>200,000</b> (同 上)	<b>13年以内</b> 土地付15年以内 (同 上)					1.75%	金融機関の定 めるところに よります	〔公害防除施設 資金については 環境保全課〕 TEL(234)5122
	公害防除施設資金	事業所から発生する公害を防除するための施設の設置の事業	中小企業者	1事業 <b>100,000</b> (総事業費の9/10以内)	<b>10年以内</b> (同 上)							
特定設備資金	企業立地促進資金	特定事業所、先端技術工場および特定地区内の工場の新設、増設または取得の事業	企業者 (製造業など)	1企業 <b>500,000</b> (総事業費の3/4以内)	<b>15年以内</b> (ほかに1年以内据置)	元金均等 償 還	1.75%	金融機関の定 めるところに よります	産業振興資金に同じ	随 時 金沢市産業振興課 TEL(220)2204		
	市街地再開発事業 出店対策資金	大規模市街地再開発ビルの床取得費入居保証金または内装費	中小企業者 および組合	1企業・1組合 <b>50,000</b> (総事業費の9/10以内)	<b>10年以内</b> (2年以内据置含む)							
	大型店対策店舗 近代化資金	特定地区内の店舗の新築、改築(改装を含む)および増築ならびに関連施設の設置の事業	中小企業者 (小売業、一般飲食店など)	1企業 <b>60,000</b> (総事業費の3/4以内)	<b>10年以内</b> (ほかに1年以内据置)							
	新事業展開等 促進事業資金	中心商店街への出店および製造業での事業転換、経営多角化事業などにかかる資金を融資し、商工業の活性化を図る	事業認定を受けた 中小企業者及び組合	1企業 1組合 <b>50,000</b>	<b>10年以内</b> (1年以内据置含む)							
	中小企業情報化推進資金	企業の情報化に必要な事業	事業認定を受けた 中小企業者及び組合	1企業 1組合 <b>20,000</b>	<b>10年以内</b> (同 上)						1.55%	産業振興資金に同じ ほか 石川たばこ信用組合・石川県医師信用組合
	伝統産業工房等整備資金	伝統工芸品の製作作業所の新築、改築(改装を含む)および増築ならびに機械設備の設置の事業	伝統産業従事者	1企業 <b>20,000</b> (総事業費の3/4以内)	<b>10年以内</b> (同 上)						1.75%	北 國 銀 行 金 沢 信 用 金 庫 石 川 銀 行 金 沢 中 央 信 用 組 合 北 陸 銀 行
	機械工業構造改善事業貸付金 (機械貸与)	市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善を図る	中小企業者	1企業 (特) <b>60,000</b> <b>80,000</b>	<b>7年以内</b> (1年以内据置を含む)						貸付の翌年度 から均等償還	2.75%
経営安定資金	中小企業振興特別資金	長期事業資金を融資し、経営の安定を図る	中小企業者 および組合	1企業 <b>30,000</b> 1組合 <b>40,000</b>	<b>6年以内</b> (1年以内据置含む)	元金均等 償 還	1.75%	金融機関の定 めるところに よります	産業振興資金に同じ	随 時 取扱金融機関		
	中小企業創業者支援資金	創業のため若しくは、創業後経営の安定に必要な事業資金	創業を図り又は 創業して1年未満の 中小企業者	1企業 <b>10,000</b>	<b>6年以内</b> (6ヵ月以内据置含む)				産業振興資金に同じ (三井住友銀行を除く) ほか石川県医師信用組合			
	季節資金	季節的資金需要に対する融資の円滑化を図る	中小企業者 および組合	1企業 <b>6,000</b> 1組合 <b>10,000</b>	<b>6ヵ月以内</b>				分割または一括 夏 季 1.65%		産業振興資金に同じ ほか石川たばこ信用組合	夏期資金6月～8月 冬期資金11月～12月 取扱金融機関
	追認小口事業資金	小規模事業者の融資の円滑化および迅速化を促進するため追認保証により融資する	従業員40名以内 (商業サービス業10名以内) の中小企業者	1企業 <b>13,000</b>	<b>運転5年以内</b> (1年以内据置含む) <b>設備7年以内</b> (1年以内据置含む)				元金均等 償 還		1.85% 信用保証料 年 0.5%	無担保・1名以上 信用保証必須

# 小松市中小企業金融制度一覧表

平成13年6月1日現在

※印は、県その他の団体の制度金融に協賛したものです。(注)利率については、変更することがあります。

No.	制度名	融資対象	資金用途	融 資 条 件					取扱金融機関等	受 付
				限 度 額 (千円)	期 間 (据置期間)	利 率	担 保	保 証 人		
企業 向 融 資	1 中興企業資金	中小企業者	事業資金	40,000 (うち運転資金は20,000千円以内)	運転 5年以内(6ヵ月以内) 設備 7年以内(6ヵ月以内)	年 % 1.85	金融機関所定の扱い	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 石 川 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 北 陸 信 用 金 庫 金 沢 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 商 工 組 合 中 央 金 庫 だ い し ん 信 用 組 合	商工振興課 取扱金融機関	
	2 中小企業立地金	中小企業者	設備資金	限度額 100,000 (投資額×3分の2以内)	機械設備 7年以内 土地建物 10年以内 (それぞれ1年以内)	1.85			商工振興課 取扱金融機関	
	3 中季小節企業資金	中小企業者	夏季、年末年始の季節資金	5,000	6月以内	1.65			6月15日～8月14日(夏季) 11月15日～1月14日(年末年始) 取扱金融機関	
	4 女性起業家資金	事業を行う女性	事業資金	限度額 10,000 (うち運転資金は5,000千円以内) (ただし、事業費の4分の3以内)	運転 5年以内(6ヵ月以内) 設備 7年以内(1年以内)	1.75			男女共同参画課	
	※5 追認小口金	中小企業者で商工会議所会員又は、経営指導を受けている者	運転資金 設備資金	小口 13,000 追認特別小口 10,000	運転 5年以内(6ヵ月以内) 設備 7年以内(1年以内)	1.85			無担保 1名以上(追特は不要)	商工会議所
	※6 石川県企業立地金	工場適地等に立地する企業(県外企業の立地に限る)	設備資金	限度額 500,000 (投資額×3分の2以内)	10年以内(2年以内)	1.75			金融機関所定の扱い	商工中金、北國、北陸、福井、石川、富山第一、福邦銀行、信用金庫、信用組合、第一勧業、三井住友、富士、三和銀行
組合 向 融 資	7 高度化事業資金	高度化事業を行う組合	設備資金	100,000 (総事業費-国、県融資額)×80%以内	10年以内(6ヵ月以内)	1.85	金融機関所定の扱い	組合の役員	商工振興課 取扱金融機関	
	8 組合体質資金	中小企業者を構成員とする組合及び組合員	運転資金 設備資金	共同事業=1組合 50,000 転貸事業=1組合員 10,000	運転 5年以内(6ヵ月以内) 設備 7年以内(6ヵ月以内)	1.85	金融機関所定の扱い	商工中金、北國、北陸、福井、石川、富山第一、福邦銀行、北陸、金沢、鶴来信用金庫、だいしん信用組合	商工振興課 取扱金融機関	
	※9 鉄工協会延払機械設備貸与資金	石川県鉄工機電協会会員	機械貸与資金	60,000 特認 80,000	7年以内(借入年度内)	2.75	保証金10% 2名以上	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会	
特 定 融 資	10 公共事業推進商店街振興資金	公共事業工事で影響のある商店街の商店	運転資金	1,000	3年以内(6ヵ月以内)	1.85	金融機関所定の扱い	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 石 川 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 北 陸 信 用 金 庫 金 沢 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 だ い し ん 信 用 組 合	下水道建設課	
	11 都市計画事業設備資金	市街地再開発事業、都市計画街路事業で建築する者	建築取得資金	15,000 但し費用の40%以内	耐火 15年以内(6ヵ月以内) その他 12年以内(6ヵ月以内)	1.85			都市計画課	
	12 公害防止施設整備資金	中小企業者又はこれらの組合	公害防止施設資金	個人、会社 組合 5,000 10,000	5年以内(6ヵ月以内)	1.85			環境企画課	
	13 防火設備等整備資金	消防用設備をする者	消防用設備資金	10,000 一定施設 20,000	5年以内(6ヵ月以内) 一定施設 10年以内(6ヵ月以内)	1.85			消防本部	
	14 下水道宅内工事促進資金	農業集落排水処理区域内での便所等の改造をする者	改造資金	1,600	5年以内	0.95			小松市農業協同組合	農務課

## 加賀市中小企業金融制度一覧表（その1）

平成 13 年 5 月 1 日現在

制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容						取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課
			限 度 額(千円)	期 間(据置期間)	利 率	担 保	保証人	保証料率			
商 業	小口事業資金 (県と協調)	設備資金 運転資金	13,000 無保証人の場合 10,000	設備 7年以内 (1年以内) ----- 運転 5年以内 (6ヵ月以内)	1.85%以内	無担保	金融機関 所定の扱 いによる	0.50%	北國銀行、北陸銀行、福 井銀行、石川銀行、だい しん信用組合、加賀信用 組合、金沢信用金庫	商工会議所を経由の うえ、取扱金融機関 (随時)	商 工 業
	新規開業事業 転業資金	設備資金 運転資金	10,000 (事業費の2/3以内)	設備 7年以内 (1年以内) ----- 運転 5年以内 (1年以内)	1.85%以内	県信用保 証協会の 所定による	2名以上	0.70%	北國銀行、北陸銀行、福 井銀行、石川銀行、だい しん信用組合、加賀信用 組合、金沢信用金庫の市 内各支店及び本店	商工会議所を経由の うえ、取扱金融機関 (随時)	
	組合強化資金	設備資金 運転資金	組 合 50,000 組合員 20,000	設備 7年以内 (1年以内) ----- 運転 5年以内 (1年以内)	1.95%以内	金融機関所定の扱い による		・組合は県信用保 証協会、組合員 は、これに加賀市 転貸保証協会を 加えたいずれかの 保証を付する。	北國銀行、北陸銀行、福 井銀行、石川銀行、だい しん信用組合、加賀信用 組合、金沢信用金庫の市 内各支店及び本店、商工 中金金沢支店	取扱金融機関 (随時)	
振 興 資 金	○加賀市産業条例の助成対象とな る右記の施設に係る設備投資		ア 工場・物流加工施設 イ 研究所・ソフトウェア業等の事業所 ウ 保養施設 エ 高度化事業を実施する組合 オ 産業振興に係る施設								商 工 課
	企業立地 促進資金	設備資金	500,000 (事業費の2/3以内)	15年以内 (3年以内)	1.50%以内	金融機関所定の扱い による	金融機関所定の扱 いによる	北國銀行、北陸銀行、福 井銀行、石川銀行、だい しん信用組合、加賀信用 組合、金沢信用金庫の市 内各支店及び本店	市長の認定書を添え て取扱金融機関 (随時)		
		設備資金	300,000 (事業費の2/3以内)	10年以内 (2年以内)	1.45%以内	金融機関所定の扱い による	金融機関所定の扱 いによる 信用保証一般枠 1.00%	北國銀行、北陸銀行、福 井銀行、石川銀行、富山 第一銀行、福邦銀行、信 用金庫、商工中金	知事の認定書を添え て取扱金融機関 (随時)		
商店街 振興資金	設備資金	100,000 (投下固定資産額の2/3以内)	10年以内 (2年以内)	1.45%以内	金融機関所定の扱い による	金融機関所定の扱 いによる 信用保証一般枠 1.00%	北國銀行、北陸銀行、福 井銀行、石川銀行、だい しん信用組合、加賀信用 組合、金沢信用金庫の市 内各支店及び本店	市長の認定書を添え て取扱金融機関 (随時)			
	② ①に係る組合員で卸 売・小売・飲食及びサー ビス業を営むもの	② 30,000 (投下固定資産額の1/2以内)	5年以内 (1年以内)								
製造加工業 振興資金	設備資金	30,000 (事業費の2/3以内)	7年以内 (2年以内)	1.95%以内	金融機関所定の扱い による	金融機関所定の扱 いによる 信用保証一般枠 1.00%	北國銀行、北陸銀行、福 井銀行、石川銀行、だい しん信用組合、加賀信用 組合、金沢信用金庫の市 内各支店及び本店	市長の認定書を添え て取扱金融機関 (随時)			
	運転資金	10,000	5年以内 (1年以内)								

# 加賀市中小企業金融制度一覧表（その2）

平成13年5月1日現在

	制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容					取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課
				限 度 額(千円)	期 間(据置期間)	利 率	担 保	保証人			
商	中小企業構造 変革支援資金	経済の構造的変化への適応を図る中小企業者で次の要件を備えるもの ① 市内に事業所及び法人登記を有する法人 ② 市内に事業所及び住所を有する個人	設備資金	30,000 (事業費の2/3以内)	7年以内 (2年以内)	1.95%以内	金融機関所定の扱いによる	金融機関所定の扱いによる 信用保証一般枠 1.00%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、だいしん信用組合、加賀信用組合、金沢信用金庫の市内各支店及び本店	市長の認定書を添えて取扱金融機関 (随時)	商 工 課
			運転資金	10,000	5年以内 (1年以内)						
工	中小企業 季節資金	市内の中小企業者	運転資金	5,000	6ヵ月以内	1.65%以内	金融機関所定の扱いによる	—	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、だいしん信用組合、加賀信用組合、金沢信用金庫の市内各支店及び本店	取扱金融機関 { 盆 6/15~8/31 年末 11/1~12/30 }	
業	地域中小企業 特別支援資金 (県と協調)	最近の売上高等が、過去3年間の同期の売上高等に比べて減少している中小企業者で、市内で事業を実施するもの	設備資金	50,000	7年以内 (1年6ヵ月以内)	1.75%以内	金融機関所定の扱いによる	0.50%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、商工中金	商工会議所の認定書を添えて取扱金融機関 (随時)	
			運転資金	20,000	5年以内 (1年以内)	付保 1.40%					
振	地域産業集積 特別資金 (県と協調)	市内で高度化等円滑化計画等を作成し、知事承認を受けた基盤的技術の高度化に資する事業を行っている者	設備資金	80,000 (うち運転資金35,000まで)	設備 7年以内 (2年以内)	1.75%以内	金融機関所定の扱いによる	0.70%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、商工中金	知事の認定書を添えて取扱金融機関 (随時)	
			運転資金		5年以内 (1年以内)						
興	観光振興資金	旅館業者又は旅館業者を構成員とする組合員	設備資金	30,000	10年以内 (2年以内)	1.85%以内	金融機関の所定の扱いによる	1.00%	商工中金金沢支店	取扱金融機関 (随時)	
			運転資金	15,000	5年以内 (1年以内)						
資	観光企業 季節資金	①山代・片山津温泉の旅館業者	運転資金	① 5,000	1年以内	1.65%以内	金融機関の所定の扱いによる	—	商工中金金沢支店	取扱金融機関 { 盆 6/15~8/31 年末 11/1~12/24 }	
		② ①を構成員とする組合		② 10,000							
金	民宿整備資金 (県と協調)	①県民宿協会の会員 ②県民宿協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000	10年以内 (1年以内)	1.75%以内	金融機関の所定の扱いによる	1.00%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、商工中金	取扱金融機関 (随時)	

## 加賀市中小企業金融制度一覧表（その3）

平成13年5月1日現在

	制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容						取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	所管課
				限度額(千円)	期間(据置期間)	利 率	担 保	保証人	保証料率			
勤労者福祉向上資金	勤労者生活安定小口資金	市内に居住する勤労者	生活資金	1,000	3年以内	2.95%以内	金融機関所定の扱いによる	1名以上	未組織労働者 0.88%	石川県労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	商 工 課
	育児休業資金	育児休業取得者	生活資金	1,000	5年以内	1.45%以内	金融機関所定の扱いによる	1名以上	未組織労働者 0.88%	石川県労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	
	消費生活協同組合資金	消費生活協同組合	事業資金 運転資金	1,000 9,000	7年以内 1年以内	2.60% 1.90%	金融機関所定の扱いによる		—	石川県労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関 (随時)	
環境	公害防止施設整備資金	公害防止施設を設置しようとする者	設備資金	10,000	10年以内 (1年以内)	1.775%以内	金融機関所定の扱いによる		金融機関所定の扱いによる 信用保証一般枠	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、だいしん信用組合、加賀信用組合、金沢信用金庫の市内の各支店及び本店	市長の認定書を添えて取扱金融機関 (随時)	環 境 課
他の団体の制度金融	※ 延払いによる機械設備貸与資金	(社)石川県鉄工機電協会の会員で中小企業者	設備資金	60,000 (特別枠 80,000)	7年以内 (貸与年度内)	2.75%以内 (利子補給 0.5%)	—	連帯保証人 2名以上	対象機械価格額の 10%相当額	(社)石川県鉄工機電協会	(社)石川県鉄工機電協会 (協会において定める期間)	商 工 課
	※ 労働者福利厚生貸付資金	担保力の乏しい労働者 (未組織労働者)	生活資金 住宅資金	指定金融機関の定める貸出限度額に同じ	5年～25年以下	生活資金 8.90% 住宅資金 ～2.53%	—	連帯保証人 1名以上	無担保 0.88%以内 有担保 0.18%以内	労働者信用基金協会	労働金庫	
	※ 勤労者貸付金	組織労働者	生活資金 住宅資金	指定金融機関の定める貸出限度額に同じ	5年～25年以下	生活資金 8.90% 住宅資金 ～2.53%	金融機関所定の扱いによる	連帯保証人 1名以上	—	労働金庫	労働金庫	

加賀市役所 産業環境部商工課 TEL 0761 - 72 - 7905  
環境課 TEL 0761 - 72 - 7890

# 松任市中小企業金融制度一覧表

平成 13 年 5 月 11 日実施

制度名	融資対象	資金使途	融資条件					融資申込先
			限度額	返済期間	利率	返済方法	担保・保証人	
中小企業 経営安定資金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者	(事業資金) 事業経営の安定及び合理化	1企業 1,500万円以内 1組合 1,500万円以内 (特認) 3,500万円以内	(運転資金) 5年以内 (据置期間6カ月以内) (設備資金) 7年以内 (据置期間1年以内)	年1.85%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて取扱 金融機関
中小企業 特別支援融資資金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者で最近3か月又は6か月の売上が前年又は2、3年前の同期に比較して減少している者	(運転資金) 事業経営の安定及び合理化 代替は不可	1企業 1,500万円以内	7年以内 (据置期間1年以内)	年1.40%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて取扱 金融機関
中小企業季節資金	市内において引き続き1年以上同一の事業を営んでいる中小企業者	(運転資金) 夏季及び年末年始の資金 需要	1企業 500万円以内	6カ月以内	年1.65%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関) 申込期間 夏 季 6/15～8/31 年 末 年 始 11/1～12/28
店舗近代化資金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者(卸売業、小売業及びサービス業を営んでいる者)	(設備資金) 店舗の新築、改築、増築 及び店内施設の設置事業 並びに顧客用駐車場(用 地取得費は除く)の整備	1企業 1,000万円以内	7年以内 (据置期間1年以内)	年1.65%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて取扱 金融機関
企業体質改善資金	市内に事業所(製造業)を有し1年以上引き続き同一事業を営む中小企業者	(設備資金) 機械設備の設置及び生産 設備を建設するもの	1企業 1,500万円以内 1組合 2,000万円以内 (いずれも総事業費の3/4以内)	7年以内 (据置期間1年以内)	年1.85%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関
勤労者小口資金	引き続き1年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する者で扶養家族を有すること	(生活資金) 生活の維持・向上に必要な 資金全般	1人 70万円	3年以内	年2.70%	元金又は 元利均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関)
育児・介護休業 取得者融資制度	市内に居住し、育児介護休業を取得中又は取得しようとする者で、育児介護休業期間終了後、復職することが確実な者であり市税を完納し育児介護休業に係る他の公的融資制度を利用していない者	(生活資金) 育児介護休業期間中に必 要とする生活資金	1人 100万円	5年以内 (但し借入額が50万円以下 の場合は、3年以内)	年1.20%	元利均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市経済振興課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関
誘致工場建設資金 (一般分)	松任市における工場立地の促進に関する条例第3条に定める企業又は市長が特に認める企業の代表者	(設備資金) 基準内用地の取得費又は 基準内工場の新設若しく は増設	1企業 1億円以内 (総事業費の2/3以内)	10年以内 (据置期間2年以内)	年1.95%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市経済振興課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関

## 羽咋市中小企業金融制度一覧表

平成 13 年 4 月 1 日現在

制度名	ご融資対象事業等	融 資 内 容								
		ご融資対象者	ご融資額	融資期限	返済方法	利 率	利子補給額	担保・保証人	信用保証	取扱金融機関
羽咋市経営支援融資および同利子補給金	羽咋市内に住所または事業所を有し、原則として、1年以上継続して同一の事業を営んでいる方。	最近3ヵ月間の平均売上（生産）額が前年同期の月平均売上（生産）額に比して一定割合（10%）以上減少しているなど、経済状況が依存する産業の活動の低下により大きな影響を受けている方は、利子補給金の交付を受けることも可能です。	運転資金 <b>1,000万円以内</b>  設備資金 <b>1,500万円以内</b>	運転資金 5年以内 （据置1年以内）  設備資金 7年以内 （据置1年以内）	元金均等返済	年1.9%ただし、毎年9月末日に利率を見直す。	融資額の1%以内	取扱金融機関所定による。	取扱金融機関所定による。ただし、信用保証協会の倒産関連別枠保証を受けられる場合は、信用保証制度に基づく認定等が必要です。	北國銀行羽咋支店 北國銀行邑知支店 北陸銀行羽咋支店 石川銀行羽咋支店 興能信用金庫羽咋支店 能登信用金庫羽咋支店

〈申込期間〉平成 14 年 3 月 29 日まで

〈受付窓口〉

- 1、申し込み受付窓口は、取扱金融機関です。
- 2、申し込み用紙及び倒産関連中小業者の認定書用紙等は、市商工観光課・商工会及び取扱金融機関の窓口にあります。
- 3、倒産関連中小業者の認定は取扱金融機関を通じて市商工観光課でいたします。
- 4、申し込み用紙の記載要領は、市または商工会の窓口でもご相談に応じます。
- 5、その他、次の書類等が必要となります。
  - (イ) 最近の決算書あるいは営業報告書（直近のもの）
  - (ロ) 印鑑証明（3ヵ月以内）
  - (ハ) 住民票又は登記簿抄本（法人）
  - (ニ) 倒産関連中小業者の認定を受け、利子補給金を受けようとする方は生産額または取引額が減少していることを証するもの
  - (ホ) その他金融機関所定の書類

# 七尾市中小企業金融制度一覧表

平成13年5月1日現在

融資制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容								
			限度額(千円)	貸付据置期間	利 率	返済方法	担 保	保証人	指定金融機関	問い合わせ先	
追認保証小口事業資金 (県と協調)	市内に事業所を有し、1年以上引き続き同一の事業を営んでいる小規模事業者。(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	運 転 資 金	13,000	運転5年以内	2.00%	月賦償還 一括償還	要せず	1名以上			
		設 備 資 金	10,000	設備7年以内	保証料0.5%						
地域中小企業 特別支援融資 (県と協調)	経済状況がその依存する事業所又は産業の活動の低下等により、大きな影響を受けている中小企業者又は組合	運 転 資 金 設 備 資 金	20,000 50,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年6ヵ月以内)	1.90% 付保の場合 1.45%	元金均等 償 還	指定金融機関の 取扱による	指定金融機関 の取扱による			
中小企業 振興 資金	店舗改装資金	市内に引き続き1年以上同一の事業を営む卸小売業者。(資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が50人以下。)	店舗増改築店内の 改装駐車場設置	5,000	7年以内 (12ヶ月限度据置)	2.00%	月賦償還	要せず (付保の場合は指 定金融機関の取 扱による)	1名以上	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 石 川 銀 行 富 山 第 一 銀 行 能 登 信 用 金 庫 興 能 信 用 金 庫	左記指定金融機関 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所
	観光施設整備資金	市内に旅館施設を有する者。土産品の製造販売を1年以上営む者。(資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が100人以下。)	観光施設の設備改善								
	機械設備 近代化資金	市内に引き続き1年以上同一の業を営む工業者。(資本の額又は出資の総額が1億円以下。従業員が300人以下。)	機 械 機 具、 装 置 の 購 入								
	経営安定資金	市内に住所・事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営む者。(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	運 転 資 金	5,000	5年以内 (12ヶ月限度据置)	2.00%	月賦償還 一括償還				
	共同施設 設置資金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、企業組合、協業組合。	施 設 設 置、 土 地 購 入 等	30,000	10年以内 (12ヶ月限度据置)	2.00%	月賦償還 半年賦償還	商工中金の取扱 による	商工中金の取 扱による	商工中金	商工中金金沢支店 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所
工場集団化工場 共同化資金	事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、企業組合。	工業団地の造成、 共同工場の建設									
店舗等 集団化資金	事業協同組合、事業協同小組合。(資本の額又は出資の総額が1,000万円以下。従業員が50人以下。)	卸売団地の造成									
商店街 近代化資金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合。	商店街の環境整備									
小売商業店舗 共同化資金	事業協同組合、事業協同小組合、中小小売商業者による会社。	スーパーマーケット 等の共同設立									
辺地産業育成資金	市内に住所を有し、1年以上辺地地域において同一事業を営む者。(石川県信用保証協会の保証対象業種。)	運転資金設備資金	5,000	5年以内 (12ヶ月限度据置)	2.00%	月賦償還	要せず (付保の場合は指定金融機 関の取扱による)	1名以上	能登信用金庫	商工中金金沢支店 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所	
延払機械設備貸与資金	市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善のための設備を県鉄工機電協会が購入し貸与		1企業 60,000 (特) 80,000	7年以内 (12ヶ月限度据置)	2.75% 県利子補給 0.5%	貸付の翌年 度からの均 等償還	無担保機械の所 有権は完済後所 有権移転	2名以上	石川県鉄工機電協会	石川県鉄工機電協会	
観光施設整備 資金	一般事業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引き続きその業を営んでいる者。	設 備 資 金	50,000	10年以内 (3年据置)	2.10%	月賦償還	指定金融機関の 取扱による	指定金融機関 の取扱による	北 國 銀 行、北 陸 銀 行、 石 川 銀 行、富 山 第 一 銀 行、 能 登 信 用 金 庫、興 能 信 用 金 庫、 商 工 中 金	左記指定金融機関 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所
	特別事業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引き続きその業を営んでいるものであって、石川県地域総合整備資金の貸付けを受ける者。	設 備 資 金	300,000	15年以内 (3年据置)	1.90%	月賦償還				
中小企業創業者支援資金	市内に事業所を開業する者で、原則として引続き1年以上市内に居住する者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	運 転 資 金 設 備 資 金	10,000	運転 5年以内 設備 7年以内	2.00%	月賦償還 一括償還	指定金融機関の 取扱による	指定金融機関 の取扱による	北 國 銀 行、北 陸 銀 行、 石 川 銀 行、富 山 第 一 銀 行、 能 登 信 用 金 庫、興 能 信 用 金 庫	左記指定金融機関 七尾市産業部商工観光課 七尾商工会議所	

中小企業金融センター

## 輪島市中小企業金融制度一覧表

平成 13 年 4 月 2 日現在

制度名	融資対象者	融 資 条 件						信用保証		取扱金融機関
		使 途	融資限度額(千円)	返済期間	融資利率(年)	担 保	保証人	付 保	保証料	
追認保証 小口事業資金	輪島商工会議所の会員又は経営指導を受けているもので、従業員40名以内(商業・サービス10名以内)であり市税を滞納されていない者	運 転 設 備	13,000 無保証人の場合 10,000	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内)	2.0%以内	原則として無担保	必 要	必 須	0.5%	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 興 能 信 用 金 庫 石 川 銀 行 富 山 第 一 銀 行 輪 島 信 用 組 合
輪島市中小企業 経営安定資金 (輪島市制度)	輪島市内において1年以上引き続き同一の事業を営み、商工会議所会員又は経営指導を6ヶ月以前から受けている中小企業者で、市税を滞納されていない者	運 転	5,000 特別融資枠 2,000	5年以内 (据置5ヶ月以内) 5年以内 (据置12ヶ月以内)	2.0%以内	金融機関所定の扱い	必 要	任 意	1.0%	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 興 能 信 用 金 庫 石 川 銀 行 富 山 第 一 銀 行 輪 島 信 用 組 合
		設 備	10,000	8年以内 (据置8ヶ月以内)						
信用組合資金 (輪島市制度)	零細企業者であって、市内において1年以上引き続き同一事業を営み、市税を滞納していない者	事 業	3,000	5年以内 (据置6ヶ月以内)	3.8%以内	金融機関所定の扱い	必 要	—	—	輪 島 信 用 組 合
石川県民宿 整備資金	県民協会の会員 県内で民宿を営む者並びに民宿を経営しようとする者で、県民協会の推薦を受けた者	設 備 資 金	10,000	10年以内 (据置1年以内)	1.9%以内	金融機関所定の扱い	必 要	任 意	1.0%	県 指 定 金 融 機 関

# 政府系三公庫の特別貸付について

## 《中小企業金融公庫の特別貸付》

「特別貸付」は、国の中小企業施策に沿って設けられているもので、一般貸付より有利な条件となっています。三公庫の特別貸付の概要は以下のとおりです。詳しくは、最寄りの各公庫窓口まで、お問い合わせ下さい。

主な特別貸付(直接貸付)

(平成13年6月8日現在)

制 度 名	ご 利 用 い た だ け る 方	直接貸付の 融資限度額	融資期間 (最 長)	融資利率 (年 %)
資 金 名				
成長新事業育成特別融資	新規性・成長性のある事業を始めて7年以内の方	6億円	設備15年 運転 7年	0.95～2.10
経営革新等支援貸付				
経営革新資金	「経営革新計画」の承認を受けた方など	7億2千万円	設備20年 運転 7年	0.95～1.90
戦略的情報技術活用促進貸付	情報技術の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	7億2千万円	設備15年 運転 7年	0.95～1.95
商業近代化等貸付				
流通業強化資金	卸売業、小売業、特定のサービス業で特定の設備投資を行う方など	7億2千万円	設備20年 運転 7年	0.95～1.60
地域産業振興貸付				
地域産業振興資金	特定の地域において一定の要件の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方など	7億2千万円	設備15年 運転 7年	0.95～1.60
団地資金	公共の工業等団地に立地する方		設備20年	
環境対策貸付				
省エネルギー資金	特定の省エネルギー設備を設置する方など	7億2千万円	設備15年	0.80～1.60
産業公害防止資金	特定の産業公害防止施設等を設置する方		設備15年 運転 7年	
緊急経営安定対応貸付				
中小企業経営支援資金	一時的に売上高が減少、利益が悪化している方など	一般貸付とあわせて 4億8千万円	運転 7年	1.60～1.90
中小企業運転資金円滑化資金	一時的な業況悪化により資金繰りが悪化している方	別枠 8千万円	運転 7年	1.65
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	別枠 1億5千万円	運転 7年	1.60～1.90
事業展開支援特別貸付	一定の雇用増を伴う設備投資により事業の拡大を図る方	2億7千万円 一定の要件を満たすものは 4億円	設備15年 運転 7年	0.95

(注)1 上記は制度の概要です。詳しくは、中小公庫の窓口にお問い合わせください。

(注)2 代理貸付については、中小公庫代理店の窓口にご相談ください。(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合等が代理店となっています。)

## 《国民生活金融公庫の特別貸付》

主な特別貸付

(平成13年6月1日現在)

制度名	資金名	ご利用いただける方	資金のお使いみち	ご融資額 (万円以内)	ご返済期間 (年以内)	利率 (%)
IT貸付	—	一定の要件を満たす情報化投資を行う方	情報化投資を構成する設備等の取得等に必要ない設備資金及び運転資金	設備 7,200 運転 4,800	設備 15 運転 5 (特に必要な場合7)	1.05～1.95
経営安定貸付	中小企業経営支援資金	売上の減少等の業況悪化をきたしている方	経営基盤の強化を図るために必要な運転資金	運転 4,800 (一般貸付と合計で)	運転 5 (特に必要な場合7)	1.75
	中小企業運転資金 金円滑化資金	売上の減少等一定の要件を満たす方	資金繰りを安定させるためなどに必要な運転資金	運転 4,000 (別枠)		1.80
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている方	金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金	運転 3,000 (別枠)		1.75
	中小企業倒産対策資金	関連企業の倒産により資金繰りに困難をきたしている方	売掛金債権の回収困難、売上減少などのため緊急に必要な運転資金			1.20～1.75
食品貸付	—	食品関係の小売・製造小売業又は花き小売業を営む方	店舗・機械設備等に必要ない設備資金、共同購入運転資金	設備・運転 7,200	設備原則13 共同購入運転資金は原則10	1.05～1.85
商業貸付	流通業強化資金	卸売業、小売業、飲食店又はサービス業を営む方	店舗等の新築・増改築、ショッピングセンターへの入居等に必要ない設備資金及び運転資金	設備 7,200 運転 4,800	設備20 運転5 (特に必要な場合7)	1.05～2.15
	物流近代化資金	倉庫業、道路貨物運送業等を営む方等	特定の倉庫施設等の取得などに必要ない設備資金や認定計画の実施に必要な設備資金及び運転資金	設備 7,200 運転 4,800	設備15 運転5 (特に必要な場合7)	1.05～1.95
特別新規開業貸付	—	新たに開業する方、開業後概ね5年以内の方	開業又は開業後の事業に必要な設備資金及び運転資金	設備 7,200 運転 4,800	設備15 運転5 (特に必要な場合7)	1.05～1.95
起業女性中高年家貸付	—	女性又は55歳以上の方であって、開業して概ね5年以内の方	開業又は開業後の事業に必要な設備資金及び運転資金	設備 7,200 運転 4,800	設備15 運転5 (実情に応じ7)	1.05～1.95
対経営環境貸付	—	製造業、建設業又はサービス業を営む方	収益力の向上等に資する機械設備の取得に必要な設備	設備 7,200	設備15	1.75～1.95
事業展開支援貸付	—	事業の拡大等を行うことにより、雇用増が見込まれる方	事業の拡大等のために必要な設備資金及び運転資金	設備 7,200 運転 4,800	設備15 運転5 (特に必要な場合7)	1.05～1.35
経営革新貸付	経営革新資金	経営革新又は新分野進出を行う方	経営革新又は新分野進出等を行うために必要な設備資金及び運転資金	設備 7,200 運転 4,800	設備15 (一部実情に応じ20) 運転5 (実情に応じ7)	1.05～2.05
	経営基盤強化資金	経営基盤の強化、近代化の促進又は構造改善事業を行う方	経営基盤の強化、構造改善事業などに必要な設備資金及び運転資金			

※上記は制度の概要です。詳しくはお近くの窓口でご相談下さい。

※上記のほか、環境対策貸付、経済調整対策等貸付、地域産業貸付、安全貸付、労働環境貸付、エネルギー貸付、水産加工貸付、海外経済環境変化貸付などの特別貸付があります。

※融資制度ごとに、それぞれ据置期間が設けられています。

お問い合わせ・ご相談は 相談センター	ご質問にFAXでお応えします FAXサービス(24時間受付)	国民生活金融公庫に関する情報は ホームページアドレス(URL)
東京(03)3270-4649 名古屋(052)211-4649 大阪(06)6536-4649	東京(03)3242-8739 名古屋(052)222-8739 大阪(06)6541-8739	<a href="http://www.kokukin.go.jp/">http://www.kokukin.go.jp/</a>

## 《商工組合中央金庫の特別貸付》

### 特別貸付制度概要

(平成13年6月8日現在)

貸付名称	ご利用いただける方	資金使途	貸付限度	貸付期間	貸付利率 (%)	
中小企業経営革新等支援貸付	経営革新資金	経営革新支援法に基づき経営革新計画の承認を受けた方	経営革新計画に従って行う経営革新のために必要な資金	組合(原則) 組合員20名以上 2,400百万円 組合員20名未満 1,440百万円 企業720百万円 うち運転 250百万円	設備 15年以内 例外 20年以内 運転 5年以内 例外 7年以内	0.90 ~ 2.20
	経営基盤強化資金	経営革新支援法に基づき指定された特定業種に属する方	経営基盤強化のために必要な資金			
	海外展開資金	業種、売上等の一定の要件を満たし海外展開を行う方	海外直接投資を行うために必要とする資金	250百万円	設備 15年以内	1.15 ~ 1.60
緊急経営安定対応貸付	中小企業経営支援資金	一時的に売上高が減少、利益が悪化している方	中長期的な経営基盤の強化に必要な運転資金	480百万円	設備 5年以内 例外 7年以内	1.60 1.90
	中小企業円滑化資金	一時的な業況悪化により、資金繰りが悪化している方	資金繰りを安定させるために必要な運転資金	80百万円	運転 5年以内 例外 7年以内	1.65
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている方	金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金	150百万円	運転 5年以内 例外 7年以内	1.60 1.90
	中小企業倒産対策資金	取引先企業の倒産により、資金繰りに困難を生じている方	取引先企業の倒産に伴い緊急に必要なとする運転資金	150百万円	同上	原則、同上
中小企業事業展開支援特別貸付	事業の拡大等により、一定の雇用増が見込まれる方	事業拡大等のための設備・運転資金	原則 270百万円 うち運転 250百万円	設備 15年以内 運転 5年以内 運転例外 7年以内	0.90 ~ 1.35	
戦略的情報技術活用促進特別貸付 (IT貸付)	情報技術の普及変化に対応した情報化投資を行う方	情報関連機器等の設備取得のために必要な設備・運転資金	720百万円 うち運転 250百万円	設備 15年以内 運転 5年以内 運転例外 7年以内	0.90 ~ 2.15	
異業種交流促進特別貸付	「中小創造法」に規定する認定研究開発等事業を行う方	認定計画に従って事業を行うために必要な設備・運転資金	特利限度 350百万円 うち運転 200百万円	設備 15年以内 例外 20年以内 運転 7年以内 例外 10年以内	長期プライムレートを下回る水準	
新事業育成貸付	当金庫新事業審査委員会で新規性を認定した技術的水準の高い新事業を行っている方	新たな事業を行うために必要な設備・運転資金	600百万円 うち運転 250百万円	設備 15年以内 運転 7年以内	当初5年 0.95 ~ 1.60 6年目以降 1.80 ~	
海外経済環境変化対応特別貸付	最近の経済環境の変化等により、海外子会社が一時的に資金繰りに困難をきたしている方	海外子会社に対して転貸又は出資を行うのに必要な資金	720百万円 うち運転 250百万円	設備 15年以内 例外 20年以内 運転 5年以内 例外 7年以内	長期 1.60 短期 1.375	

※上記は制度の概要です。詳しくは最寄の商工中金窓口までお気軽にお問い合わせください。

※上記の他、返済資金緊急特別貸付、金利負担軽減措置があります。

石川県より、「海外マーケット」に関する補助金募集の案内がありましたので、掲載します。

## □ 海外マーケット開拓事業費補助金の概要

### 1 目的

本県中小企業製品の海外市場の開拓、国内市場の多角化等を促進するため、海外見本市等出品事業に補助を行い、貿易関連産業の振興・発展に資する。

### 2 補助対象者

- (1) 県内に主たる事務所を有する中小企業者またはその組合
- (2) 県内に主たる事務所を有する業界団体等

### 3 補助対象事業

次に掲げる見本市等への出品事業とする。

- (1) 国外で開催される見本市又は展示会
- (2) 国内で開催される国際見本市又は国際展示会

ただし、上記(2)については、2の補助対象者が(1)に掲げる者の場合に限る。

### 4 補助対象経費

小間料及び輸送費

### 5 補助金限度額

- (1) 補助対象者が2の(1)の場合は、補助対象経費の2分の1以内で100万円を限度とする。
  - (2) 補助対象者が2の(2)の場合は、補助対象経費の2分の1以内で200万円を限度とする。
- なお、(1)(2)ともに交付1件当たりの補助金額が50万円以上の事業であること。

### 6 支払い方法 精算払い

### 7 募集期限 平成13年9月28日(金)

### 8 特記事項

- (1) 他の販促に係る補助金と、本補助金との重複申請は認めない。
- (2) 同一見本市に2カ年継続して出品する事業の申請は認めない。

## □ 海外マーケットリサーチ事業費補助金の概要

### 1 目的

県内中小企業が今後新たに海外発展のために実施する調査事業等に対し補助することにより、中小企業の国際化に資する。

### 2 補助対象者

- (1) 県内に主たる事務所を有する中小企業者
- (2) (1)のグループ(3社以上)及び組合

### 3 補助対象事業

- (1) 現地での合弁企業等の設立に関する調査事業
- (2) 現地企業に対する技術指導及び業務提携等に関する調査事業
- (3) 貿易(輸出入)拡大に向けた新規開拓に関する調査事業
- (4) 海外進出現地企業の下請企業または業務提携先企業への技術指導事業

### 4 補助対象経費

- (1) 現地調査・指導費  
通訳または専門家に対する謝金及び旅費(現地交通費含む)、消耗品費、通信運搬費、会場借上料
- (2) 調査委託費  
民間調査機関(シンクタンク)等への調査研究委託料
- (3) 事業成果報告書作成費

### 5 補助金限度額

補助対象経費の2分の1以内で、補助対象者が2の(1)の場合は100万円を限度、(2)の場合は200万円を限度とする。なお、(1)(2)ともに交付1件当たりの補助金額が50万円以上の事業であること。

### 6 支払い方法 精算払い

### 7 募集期限 平成13年9月28日(金)

### 8 特記事項

既に海外展開している国(或いは地域)に対する新たな調査事業及び本県産業の空洞化(事業所の閉鎖、事業規模の縮小、従業員の雇用調整)を伴う調査事業等は補助対象事業としない。

■問い合わせ窓口 〒920-8580 金沢市広坂2丁目1番1号 石川県商工労働部産業立地課  
TEL: 076-223-9442 FAX: 076-223-9480 (担当 岡田)

## □ 研修会、研究会開催やホームページ作成費用に対する助成制度のご案内

金沢市では、協同組合等の中小企業団体が行う下記の2事業について、新たな助成制度を新設しました。

① 組合員を対象に、今後の企業経営や業界を取りまく新たな技術やシステムに関する研修会の開催や研究会活動に対する費用

② IT時代における中小企業団体（協同組合等）の組織活動の活性化をはかるため、ホームページ作成に要する経費

※ 助成制度の内容は、下記のとおりです。

(1) 対象者 金沢市内で事業を営む組合員で構成される中小企業団体

(2) 対象事業 ① 組合員を対象にした研修会、講演会、研究会の開催事業

② 中小企業団体によるホームページ作成事業

(3) 対象となる経費

① 講師謝礼金、講師招聘旅費、会場借上料、資料作成費

② ホームページ作成費

(4) 補助金 上記の対象経費の1/2以内で、1団体20万円以内

※ 助成制度の申込み方法や方法や不明な点につきましては、下記担当者まで、お問い合わせ下さい。

■ 申込み問い合わせ先 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市経済部工業振興課  
TEL：076-220-2205 FAX：076-260-7191 (担当 若林、野田)

## □ 平成13年度研究開発助成金の募集について

(財)石川県産業創出支援機構では、県内中小企業が実施する重点技術分野（石川県産業科学技術振興指針：新製造技術、生活関連、情報通信、環境関連医療福祉、新素材、バイオ等）に関する新製品・新技術の研究開発事業に助成し、企業の技術力向上と自立化促進を図ることを目的とする事業を募集しておりますのでお知らせします。

助 成 対 象 事 業	原則として、石川県内に本店（個人にあっては住所）を有する中小企業が行う、点技術分野に関する研究開発事業
助 成 対 象 経 費	研究開発事業に要する経費 ・ 原材料費 ・ 機械装置費 ・ 外注加工費 ・ 構築物費 ・ 工具器具費 等 ・ その他の経費（ソフト開発に要する直接人件費）等
助 成 率 及 び 助 成 金 額	助成対象経費の1/2以内で200万円以下の額
助 成 対 象 研 究 開 発 期 間	助成金の交付決定日から、平成14年3月31日まで
募 集 期 限	平成13年5月31日（木）必着
助 成 決 定 方 法	専門家による審査を経て、助成対象企業を決定します。
問 い 合 わ せ 先	〒920-0223 金沢市戸水町イ65番地 (財)石川県産業創出支援機構 新規事業支援部 TEL：076-267-1244 FAX：076-268-4911

# 設備資金貸付・設備貸与制度の申込受付中！

(財)石川県中小企業振興協会では、県内の小規模事業者を対象として『平成13年度設備資金貸付・設備貸与制度』の申込(随時)受付を行っています。

## 制度の概要

制 度	設 備 資 金 貸 付 制 度	設 備 貸 与 ( 割 賦 ・ リ ー ス ) 制 度 特定中小企業設備貸与(割賦)制度
内 容	創業・経営基盤の強化に必要な設備資金の1/2以内を長期・無利子で貸付	創業・経営基盤の強化に必要な設備を当協会が代わって購入し、長期・低利で貸与(割賦またはリース)
対 象 業 種	原則として指定なし	
従 業 員	小規模企業者 ①製造業・建設業等 従業員20人以下(特認50人以下) ②商業・サービス業 従業員5人以下(特認50人以下) 創業者(未創業・創業1年未満)は商工会議所・商工会の経営指導員の経営指導を6ヵ月程度以前から受けていること	
対 象 設 備	原則として指定なし(※土地・建物・賃貸物件は対象外)	
貸付(貸与)限 度 額	①1企業に対する貸付額 50～4,000万円 ②未創業・創業1年未満の企業 25～4,000万円 ③創業1年以上5年未満の企業 50～6,000万円	①創業1年以上の企業 100～6,000万円 ②未創業・創業1年未満の企業 50～3,000万円
利 息	無 利 子	割賦損料 年2.75% リース料 月1.408～3.006% (7年) (3年)
貸付(償還)期 間	7年以内(うち据置期間1年以内) (年賦・半年賦・月賦均等償還)	割 賦 7年以内(うち据置期間1年以内) (年賦・半年賦・月賦均等償還) リース 3～7年 (設備引渡の翌月より、毎月自動振込)

また、平成13年度設備貸与制度を利用して、平成14年3月末までに設備を導入した企業に対して、石川県が割賦損料(利息)に対して、一般分：0.5%、IT分0.75%(平成13年度創設)以内の額を助成します。

**■問い合わせ先** 財団法人石川県中小企業振興協会 設備貸与課  
 TEL：076-267-1140 FAX：076-267-3622  
 e-mail：taiyo@swan.ne.jp

# 第1回中央会女性部通常総会開催される

昨年11月29日に設立された中央会女性部の第1回目の通常総会が5月24日（木）金沢都ホテルにおいて38人の出席者のもと開催されました。

総会は、多田副会長の進行により開催、谷崎会長の挨拶のあと、来賓紹介があり、議長に谷崎会長を選任し、第一号議案「平成12年度事業報告書、収支決算書並びに剰余金処分（案）承認の件」、第二号議案「平成13年度事業計画書（案）並びに収支予算書（案）承認の件」、第三号議案「平成13年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」、第四号議案「役員補充の件」の四議案が上程され、すべて原案どおり承認可決されました。なお、平成13年度の役員は下記の9名の方々です。

総会に引き続き、講師にオフィスOHARA代表 小原弘微氏を迎え、「組織の中から得た私の宝物」というテーマで、研修会が開催されました。



総会風景

## □ 平成13年度事業計画

1. 女性経営者能力開発事業：各種研修会の開催
2. 組合女性部連携強化事業：懇談会の開催（加賀地区、能登地区）  
各県中央会女性部及び女性部との交流会参加
3. 組合女性部啓蒙推進事業：組合女性部組織化を目的とする懇談会の開催  
情報提供事業
4. ネットワーク構築事業：ホームページの開設
5. 福利厚生事業
6. その他の事業

## □ 平成13年度中央会女性部役員 ※——アンダーラインが新任の役員の方（順不同）

会長	谷崎 年子	石川県女性交流開発協同組合
副会長	山本 和栄	小松織物工業協同組合 ラ・クロス・アミカ
副会長	多田 則子	和倉温泉旅館協同組合 婦人部
理事	<u>山岸 淑子</u>	豎町商店街振興組合 マムの会
理事	中川 和子	石川県自動車整備商工組合 石川県女性整備士会
理事	吉本 加代子	山中温泉旅館協同組合 山中温泉ぼたん会
理事	松田 千代子	富来町商業近代化協同組合 アスク女性部
監事	小林 美枝子	協同組合石川県高速道路交流センター ウーマンロードクラブ
監事	小西 千賀子	ウイング北陸総合衣料商業協同組合 ウイング奥様会

## 第 25 回青年中央会通常総会開催される

平成 13 年度青年中央会通常総会が 6 月 9 日（土）ホテル日航金沢において 90 人を超える出席者のもと開催されました。

総会は、諸江理事の進行により開催、長池会長の挨拶のあと、来賓紹介があり、議長に長池会長を選任し、第一号議案「平成 12 年度事業報告書、収支決算書並びに剰余金処分承認の件」、第二号議案「平成 13 年度事業計画書並びに収支予算書承認の件」、第三号議案「平成 13 年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」の三議案が上程され、すべて原案どおり承認可決されました。

総会終了後、別室に移り、懇親交流会が行われました。

### □ 平成 13 年度事業計画

1. 講習会、研究会、懇談会、交流会、県大会の開催
2. 青年部強化支援事業
3. 組合青年部情報化事業
4. 調査研究事業
5. 情報提供事業
6. 組織化推進事業
7. 親睦交流事業
8. 全国、東海北陸ブロック事業
9. その他の事業



長池会長の挨拶



総会風景

# 平成 13 年度中央会事務局体制

平成 13 年度中央会事務局体制です。主な担当業種・業務について紹介します。

- ◆◇専務理事 河内 宏
- ◆◇事務局長 寺澤 宏 【主な担当業務】
  - ・企画調整事業（企画委員会、東海北陸、三県ブロック会議等）
- ◆◇共済推進室長 上田 滋範 【主な担当業務】
  - ・各種共済制度推進事業
  - ・官公需（全般）
  - ・労働事情実態調査
  - ・情報連絡員、景況調査
- ◆◇ビジョン推進室長 平良 亘 【主な担当業務】
  - ・中央会 21 世紀ビジョン推進
  - ・中小企業産業別新世紀支援指針策定事業
  - ・組合特定問題実態調査
  - ・組合資料収集加工事業
  - ・組合自主研修事業
  - ・調査研究事業（金融の手引き）
- ◆◇事務局次長 吉川 達彦 【主な担当業務】
  - ・企画調整事業（総務委員会、組織委員会、経済委員会）
  - ・巡回指導計画
- ◆◇総務課（担当業種：農林水産、出版・印刷・同関連産業）
  - 課長 中村 吉孝 【主な担当業務】
  - 係長 保志場千秋 ・職員サービス、給与、庶務一般
  - 係長 吉田 貴 ・予算、決算、補助金、会計
  - 係長 高邑 俊生 ・総会、理事会、監事会、表彰
  - 主事 元木 康博 ・全国大会
  - ・調査研究事業（組合実態調査）
  - ・指導員職員資質向上等研修事業
  - ・人材養成事業
  - ・厚生事業（ゴルフ大会等）
- ◆◇情報企画課（担当業種：建設、木材、家具、紙、窯業・土石、金融、異業種、信用組合）
  - 課長 河村 幸信 【主な担当業務】
  - 係長 見谷 貴夫 ・多角的連携事業（指導強化、組織指導、組織開発支援）
  - 主事 遠藤 正樹 ・組合情報ネットワーク化事業
  - ・組合活性化情報、中央会会報等発行
  - ・組合指導情報整備事業
  - ・中小企業情報創造発信強化支援事業

- ・組合情報化推進研修事業
- ・組合情報化促進企画調査事業
- ・組合情報化現地指導
- ・環境適応対策事業
- ・制度金融普及事業
- ・集中指導事業（エネルギー環境対応）
- ・国際化推進事業

◆◇組織振興一課（担当業種：繊維、衣服、金属、機械、伝統産業、食料品製造、運輸・通信、その他製造）

課長 広沢 昇一 【主な担当業務】

- 係長 岩倉 和博 ・集中指導事業（地域産業おこし、融合化）
- 主事 表 真美 ・活路開拓調査事業（一般枠、リフレッシュ枠）
- ・活路開拓ビジョン実現化事業（品質向上枠）
- ・組合青年部強化支援事業  
（活動推進、講習会、研究会、強化支援等）
- ・管理者等講習会、小企業者組合特別講習会
- ・組合研究集会、モデル組合助成
- ・小規模、産地組合振興対策
- ・組合交流促進事業
- ・組合特定問題研究会
- ・経営改善指導事業

◆◇組織振興二課（担当業種：小売、卸売、商店街振興組合、サービス、生活衛生同業組合）

課長 西 祥一郎 【主な担当業務】

- 係長 古谷 瑞木 ・集中指導事業（特定分野）
- 係長 深見 正裕 ・中小商業活性化支援指導事業
- 主事 梶川 嘉彦 ・組合女性部強化支援事業  
（活動推進、講習会、研究会、強化支援等）
- ・高度化推進事業
- ・近代化促進事業
- ・地域商業ネットワーク受注システム企画促進事業
- ・個別専門指導
- ・中小商業対策
- ・組合マーケティング強化対策事業
- ・中小企業イメージ改善促進対策事業
- ・求人情報提供事業
- ・地域中小企業人材養成プロジェクト交流事業
- ・組合特定問題懇談会
- ・労働指導事業

## 平成 13 年度 海外視察研修のご案内

本会では、協同組合国際化推進事業の一環として、中国（上海、昆山、呉江、蘇州）の現地合弁企業等視察研修を下記により実施することになりました。つきましては、既に会員各位へ申込書を郵送いたしておりますので、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

### 記

- 期 間 平成 13 年 9 月 19 日 (水) ~ 22 日 (土)
- 行 程 3 泊 4 日
- 参加費用 148,000 円 (お一人様、2 名 1 室利用)

月 日	コ ー ス
9/19 (水)	地場産業振興センター(6:40発) — 関西国際AP(昼食) → 上海AP — 上海市内視察 — — ホテル(夕食後上海雑技団観賞・上海泊)
9/20 (木)	ホテル — 昆山 現地工場見学 — 昆山市表敬訪問(懇談会並びに会食) — — 呉江 八木時装有限公司(繊維工業)視察 — 夕食 — ホテル(蘇州泊)
9/21 (金)	ホテル — 蘇州市内視察 — 蘇州 シンガポール工業団地視察 — 昼食 — — 上海 シャープ工場視察 — 上海市内視察 — 夕食(黄浦江船上) — — ホテル(上海泊)南京路見学
9/22 (土)	ホテル — 上海AP → 関西国際AP — 地場産業振興センター(18:30着)

[バス — 飛行機 →]

\* 内容については予定であり、視察先及び航空会社等の都合により変更することがあります。  
 宿泊先 21日、23日 ポートマンリッツカールトンホテル(上海)  
 22日 シェラトン蘇州ホテル&タワーズ

## 第 53 回 中小企業団体全国大会のご案内

来る 10 月 25 日(木)第 53 回中小企業団体全国大会が長野県で開催されることになりました。本会といたしましては、全国大会をメインとした 1 泊 2 日のコースを企画いたしました。

### 記

- 期 間 平成 13 年 10 月 24 日 (水) ~ 25 日 (木)
- 大会開催日 平成 13 年 10 月 25 日 (木) 午前 10 時 15 分より
- 開催場所 長野市スポーツアリーナ「ビッグハット」
- 行 程 1 泊 2 日

月 日	コ ー ス
10/24 (水)	金沢(7:30発) — 金沢東IC — 有磯海SA — 糸魚川 IC — — 白馬 — 碓山美術館(11:50~12:20) — 大王わさび農場(昼食)(12:30~13:40) — — 日本浮世絵博物館(14:00~14:40) — 松本IC — 諏訪IC — — 諏訪大社《上社本宮参拝》(15:40~16:10) — 上諏訪温泉(泊)(16:30頃)
10/25 (木)	ホテル(8:10発) — 諏訪IC — 長野IC — 「ビッグハット(第53回全国大会)」(9:40頃着/10:15~13:00)(昼食) — 松代象山地下壕(13:30~14:20) — 信州中野IC — 信州フルーツランド(14:50~15:20) — 信州中野IC — 上越JCT — 谷浜SA(夕食) — 小矢部SA — 金沢東IC — — 金沢(19:10着)

[バス — ]

\* 全旅程 貸切バス  
 \* 旅程については、事情により変更することがあります。なお、詳細な旅程が決まり次第、再度参加者に連絡申し上げます。  
 \* 宿泊先：上諏訪温泉「浜の湯」諏訪市湖岸通り TEL 0266 - 58 - 8000

## 個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

TEL 076 - 267 - 7711 担当 組織振興二課・梶川まで

### ＝日 程＝

開催日	時間	内容	専門相談員
7月17日(火)	10:00～12:00	税務・経営相談	税理士 坂井 昭 衛
	13:00～15:00	法 律 相 談	弁 護 士 久 保 雅 史

### ＝場 所＝

金沢市戸水町イ 80 番地

石川県地場産業振興センター本館 3 階 石川県中小企業団体中央会 会議室

## 第 16 回組合交流ゴルフ大会開催のご案内

当中央会では、会員の親睦事業の一環として、次のとおりゴルフ大会を開催しますので、どうぞ揃ってご参加ください。

- と き 平成 13 年 9 月 6 日 (木)
- と ころ 能登カントリークラブ (予定)
- 参加会費 5,000 円 (プレー費は個人負担)
- 競技方法 18 ホールストロークプレイ (ダブルペリア方式)
- 参加資格 当会会員の方
- 定 員 80 名 (20 組予定)
- 申込案内 7 月下旬
- 懇 親 会 プレー終了後、パーティールーム
- 主 催 石川県中小企業団体中央会
- 賞 品 豪華賞品多数あり

※詳細につきましては、7 月下旬頃に会員各位にご案内いたします。

# 平成12年度 県内新設組合

平成12年度、県内で設立された組合は16組合でした。ここでは、16組合の一部概要につきまして紹介します。

組合名	業種	地区	組合員数	出資金(千円)	事務所所在地	代表者名
金沢バリアフリー協同組合	異業種	金沢市、松任市 能美郡、河北郡	5	2,000	石川郡野々市町堀内 3丁目106番地	大西 敏
南加賀土地開発事業協同組合	一般土木建築工事	金沢市、小松市 能美郡根上町	5	5,000	小松市桜木町133番地1	篠岡 芳治
小松構造物解体協同組合	構造物解体工事	小松市	5	1,000	小松市浮柳町ソ243番地1	津田 眞廣
ラポルト事業協同組合	小売業 不動産賃貸業・管理業 サービス業	金沢市	16	10,000	金沢市堅町86番地1	吉村外茂勝
松任車遊館協同組合	小売業、一般飲食店、飲食料品卸売業、娯楽業	松任市	12	5,000	松任市徳光町2398番地1	野地 一
辰口町インテリア協同組合	内装工事 家具小売業	能美郡辰口町	4	1,000	能美郡辰口町三ツ屋町 32番地2	小蔵 栄進
輪島温泉観光旅館協同組合	サービス業	輪島市	17	1,020	石川県輪島市河井町 20部1番地8	的場 明司
金沢スチールドア工業協同組合	金属製品製造業	金沢市、松任市 能美郡川北町	6	1,200	金沢市桜田町タ30番地	磯野 浩
フレア事業協同組合	異業種	石川県	25	4,300	河北郡内灘町旭ヶ丘 146番地	山下 英
石川きもの文化振興協同組合	異業種	金沢市、羽咋市 能美郡寺井町	8	1,600	金沢市戸水町イ80番地	白石 末子
北國印刷製本事業協同組合	印刷業	金沢市、松任市 七尾市	4	1,000	松任市福留町370番地	笠谷 峰和
協同組合レッツ	成人男子・少年服製造又は成人女子・少女服製造業	金沢市、輪島市 羽咋郡	4	1,000	金沢市本江町2番4号	餅井 敏成
南加賀木材協同組合	林業、製造業、木製品製造業、木造建築工事、森林組合	小松市、加賀市 江沼郡、能美郡	9	54,000	小松市那谷町金1番地	朝日 学
富樫林業生産協同組合	素材生産業	金沢市、松任市	8	5,000	金沢市坪野町乙307番地	戸田 一夫
協同組合金沢パワーウッド	木材製造業、木材卸売業、木造建築工事	金沢市	5	7,300	金沢市八田町東651	村井 隆一
協同組合石川県道路管理センター	土木工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、塗装工事	石川県	18	5,000	金沢市松島町17番地	西山 勇

## 平成 13 年度 中央会関係行事

7月以降に予定されております、石川県中央会関係の行事について、ご案内します。

月	日	石川県中央会関係
7月	5日	東海・北陸ブロック中央会事務局代表者会議(岐阜県)
	6日	東海・北陸ブロック中央会共済会議(岐阜県)
	18日	石川商工中金会通常総会
	下旬	北陸三県中央会専務理事会(富山県)
8月		中小企業活力強化集会
9月	6日	中央会ゴルフ会 ：能登カントリークラブ(予定)
	19日	中央会海外研修(～22日) ：上海、昆山、呉江、蘇州
10月	25日	第53回中小企業団体全国大会(24～25日) ：長野県
	下旬	東海・北陸ブロック中央会会長会議(愛知県)
11月	下旬	第3回企画委員会
	下旬	8市助役との懇談会
12月	上旬	3公庫との金融懇談会
	中旬	平成13年度中央会予算要望(知事・関係部局)
	28日	仕事納め
1月	4日	仕事始め
	下旬	平成13年度中央会補助事業ヒアリング
2月	上旬	総務・経済・組織各委員会
3月	中旬	第4回企画委員会
	中旬	合同委員会